

永平寺町
第3次障がい者基本計画・
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画



平成30年3月
永平寺町

ごあいさつ

「障がいのある人もない人も、 ともに心つながる「互近助」のまち」をめざして

平成 30 年開催の福井しあわせ国体・福井しあわせ元気大会をはじめ、2020 年には東京でオリンピックとパラリンピックが開催されるなど、関係団体による準備が進められています。近年、パラリンピックは、障がいのあるアスリートによる競技スポーツへと発展し、障がいのある人たちが社会で活躍するシンボルとして認知されています。その姿は、私たちに感動を与えるほか、障害に対する理解の醸成や障がいのある人の社会参加の推進に寄与しているところです。



この度策定しました「永平寺町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」は、平成 29 年 4 月からスタートした「第二次永平寺町総合振興計画」と一体的な推進を図るとともに、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」等の国の障害者制度の動向を踏まえ、町における障害者施策全般に関わる理念、基本方針、具体的なサービス目標となる計画となっています。

前回の計画以降、障害者総合支援法や児童福祉法が改正され、障がいのある人の望む生活支援や、多様化する障害児支援へのきめ細かな対応等、新たなサービスの創設やこれまでの障害福祉サービスの範囲の拡充などが進められ、今後は、障がいのある人が健康で文化的な生活ができるよう配慮が求められています。

従来からの障害福祉サービスの充実はもとより、特に障がいのある人の一人ひとりが不安なく地域の中で暮らしていけるような環境整備や、自らの能力を活かすことのできる就労支援やスポーツ・文化活動への支援を効果的に行うとともに、個々の障害の背景も捉えながら支援していくことが必要となっています。

このためには、今後、行政の福祉部門だけでなく、医療や教育、労働等の関係機関が一体となって支援する体制を早急に充実する一方、福祉と医療のどちらにも精通した総合窓口相談体制など、切れ目のない一貫した支援の整備に取り組んでまいります。

すべての町民一人ひとりが優しさで助け合いの中で暮らすことができる「障がいのある人もない人も、ともに心つながる「互近助」のまち えいへいじ」をめざして、さらに福祉施策の充実を図ってまいりますので、皆様の一層のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました永平寺町障害者基本計画等策定委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提案をいただきました町民の皆様、ならびに関係各位に心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

永平寺町長

河合 永充

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象者.....	3
5 障がいのある人に関する法制度の動向.....	4
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	7
1 永平寺町の人口の状況.....	7
2 障がいのある人を取り巻く状況.....	8
3 アンケート調査結果からみる現状.....	12
4 団体ヒアリング調査結果からみる現状.....	21
5 障害福祉サービスの進捗状況.....	23
6 課題の整理.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	34
1 基本理念.....	34
2 基本目標.....	35
3 連携施策の取り組み.....	36
4 施策の体系.....	37
第4章 計画の推進体制.....	38
1 計画の推進体制.....	38
2 計画の推進主体とその役割.....	38
3 計画の評価・見直し.....	38
第5章 障がい者基本計画.....	39
1 地域で誰もがいきいきと生活ができるように支援する.....	39
2 地域共生社会の実現に向けた自立生活支援.....	49
3 暮らしやすい生活環境の整備.....	56
第6章 障がい福祉計画.....	59
1 平成32(2020)年度の目標値の設定.....	59
2 障害福祉サービスに関する活動指標.....	62
3 地域生活支援事業.....	66
第7章 障がい児福祉計画.....	73
1 平成32(2020)年度の目標値の設定.....	73
2 障害児福祉サービスに関する活動指標.....	74
資料編.....	76

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

本町では平成 18 年に「障害福祉計画」を、平成 19 年に「障害者基本計画」を策定し、さまざまな障害福祉サービスの取り組みを進めてきました。平成 25 年 3 月には、国の法改正の動向や本町における施策の課題などを踏まえ、改めて「障害者基本計画」の策定を行い、「障がいのある人が、住み慣れた永平寺町で自立しながら、地域社会へ積極的に参加できる住みやすいまちづくり」の実現に向け、ノーマライゼーションの理念のもと、協働の地域社会づくりに取り組んできました。

この間、国においては平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」の批准とそれを契機とした国内法の整備や改正が行われ、障害者支援に関する制度や施策の考え方は近年大きく変化しています。平成 23 年の「障害者基本法」の大幅な改正においては、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障害者支援に関連する法律のすべてに通じる基本目標とされました。また、障がい者の定義についても、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。さらに、平成 23 年の「障害者虐待防止法」、平成 24 年の「障害者総合支援法」（障害者自立支援法の改正法）、平成 25 年の「障害者差別解消法」の制定や、「障害者雇用促進法」の改正など、共生社会の実現に向けた障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労などの幅広い分野で法整備が進んでいます。

一方で地域社会に目を向ければ、ノーマライゼーションの理念のもとで、障がいのある人もない人もともに暮らし活動できる社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。「障がいのある人が、住み慣れた永平寺町で自立しながら、地域社会へ積極的に参加できる住みやすいまちづくり」の実現に向け、国や県の動向、本町の現状、施策の課題を踏まえ、「永平寺町第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

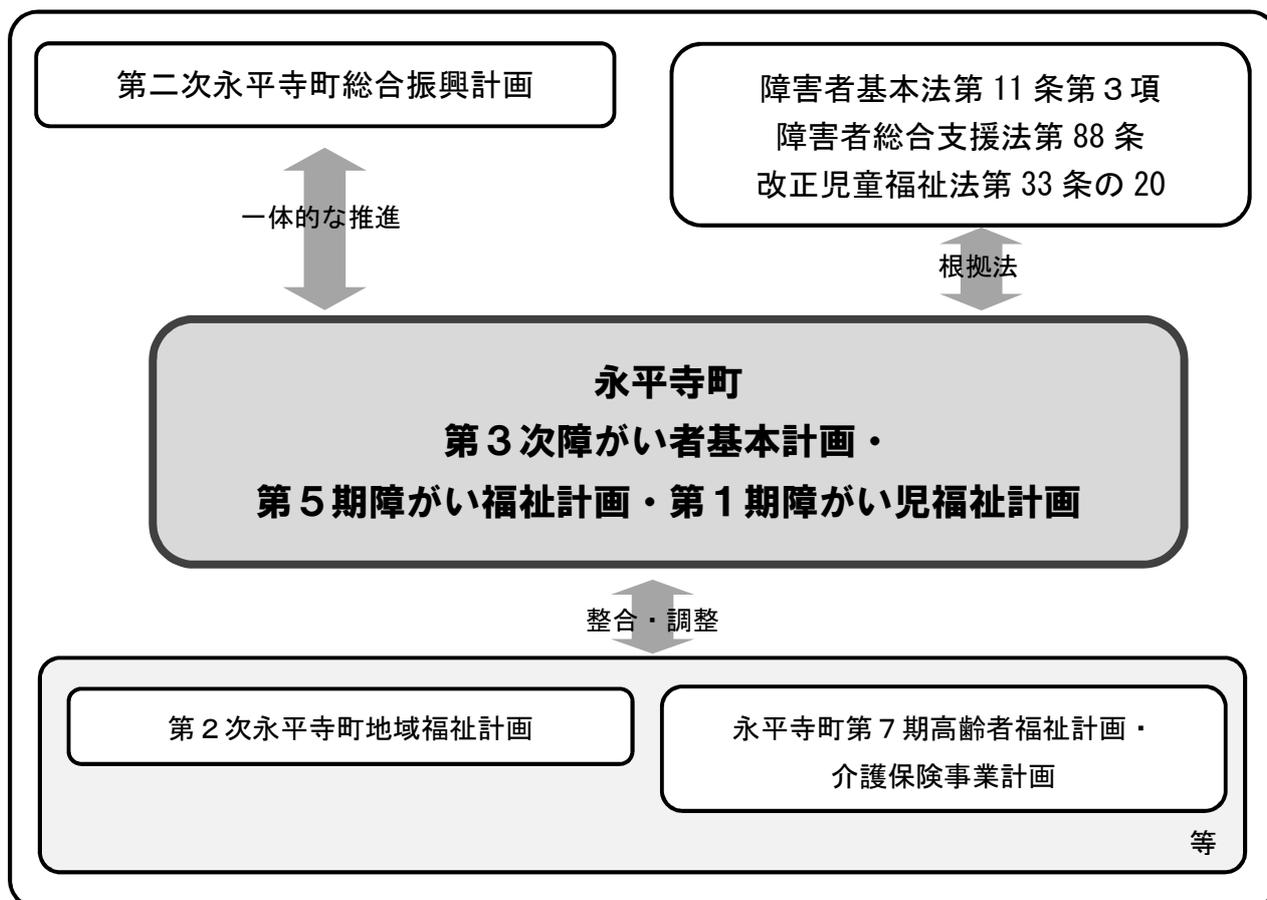
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、本町における障害福祉施策の最も基本的な理念と取り組みの指針を明らかにするものです。

同時に本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「永平寺町第5期障がい福祉計画」、および改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）に基づく「永平寺町第1期障がい児福祉計画」として、本町における障害福祉サービスおよび障害児通所支援などの充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これら3つの計画を一体的に策定したものと なっています。

本計画の策定にあたっては、本町のまちづくりの総合的な指針となる「第二次永平寺町総合振興計画」と一体的に推進するとともに、国や県の関連計画を踏まえ、策定します。

■本計画の位置づけのイメージ



3 計画の期間

「永平寺町第3次障がい者基本計画」の期間は、平成30年度から平成34（2022）年度の5年間です。ただし、「永平寺町第5期障がい福祉計画」「永平寺町第1期障がい児福祉計画」については、平成30年度から平成32（2020）年度までの3年間が計画期間となっており、目標年次終了後に改訂を行い、平成33（2021）年度からの新たな計画を策定します。

■計画の期間

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
永平寺町 障がい者 基本計画	第2次計画					第3次計画				
永平寺町 障がい福祉 計画	第3期計画		第4期計画			第5期計画				
永平寺町 障がい児 福祉計画						第1期計画				

4 計画の対象者

本計画における「障がい者」や「障がいのある人」という用語については、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。なお、このほか難病患者や高次脳機能障害などについても広く「障がい者」「障がいのある人」として捉えることとします。

また、本計画がめざす地域社会の実現のためには、地域住民の理解と協力が必要であることから、全住民を計画の対象とします。

5 障がいのある人に関する法制度の動向

障害福祉の関連法の成立や制度の改正が続いており、障がいのある人に関する法制度は大きく変化しているため、関連法や施策の動向を示します。

(1) 法制度の主な動向

年	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的、精神の3障害のサービスを一元化 ・応能負担から応益負担へ 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 21 年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8月） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定
平成 24 年	「児童福祉法」の改正・施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児を対象とした施策・事業が児童福祉法に一本化 「障害者虐待防止法」の施行（10月） <ul style="list-style-type: none"> ・通報義務、立入調査権を規定
平成 25 年	「障害者総合支援法」の一部施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月） <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・計画期間の短縮
平成 26 年	「障害者総合支援法」の改正・施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 日本が「障害者権利条約」を批准（1月）
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月）（一部、平成30年4月施行予定） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進会議などの設置、利用促進に関する施策 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月） <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族などへの支援、地域の支援体制構築
平成 30 年	「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援、多様化する障害児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(2) 第5期障がい福祉計画（国）に係る基本指針の見直し

平成28年5月に改正された「障害者総合支援法」「児童福祉法」では、障がいのある人の望む生活支援や、多様化する障害児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などが示され、新たなサービスの創設やこれまでの障害福祉サービスの範囲の拡充などが進められることとなっています。

また、法改正に伴い「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が行われ、新たな成果指標の設定などが示されています。

今後の本町の障害者福祉の方向性を見極めるうえで、これまで以上に国の法制度との連動と連携を図り、その支援施策を積極的に取り込み、計画を策定します。

■国の基本指針の概要

① 地域における生活の維持および継続の推進

→自立生活援助（円滑な地域生活に向けた相談や助言などを行うサービス）や基幹相談支援センターの有効活用、主任相談支援専門員の確保などの推進

② 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

→精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、福祉ニーズを地域でカバーする

③ 就労定着に向けた支援

→就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整などの支援を行う「就労定着支援」と、一般就労への移行の促進

④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

→障害児福祉計画の策定の義務化

ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などと連携した支援体制の構築

⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

→高齢者・障がい者・児童などの福祉サービスの相互または一体的な利用の促進

⑥ 発達障害支援の一層の充実

→発達障害者支援地域協議会の設置

可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるような適切な配慮

(3) 障害福祉に係る県の計画・条例

平成 30 年度より施行予定の「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」では、共生社会の実現をめざし、障がい者への差別禁止と自立および社会参加の支援などに向けた施策の基本となる事項が定められます。

この条例では、県の責務、市町や県民、事業者の役割も定められているため、「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」と本計画が連動することで、県や他の市町、事業者と連携しながら、総合的に障害福祉に取り組むことをめざします。

また福井県では、既に「福井県福祉のまちづくり条例」が定められており、障がい者や高齢者の活動を妨げる物理的、心理的な障壁を取り除く、共生のまちづくりの取り組みが進められています。

これらの障害福祉に係る福井県の条例とも連携を図り、施策の推進に努めます。

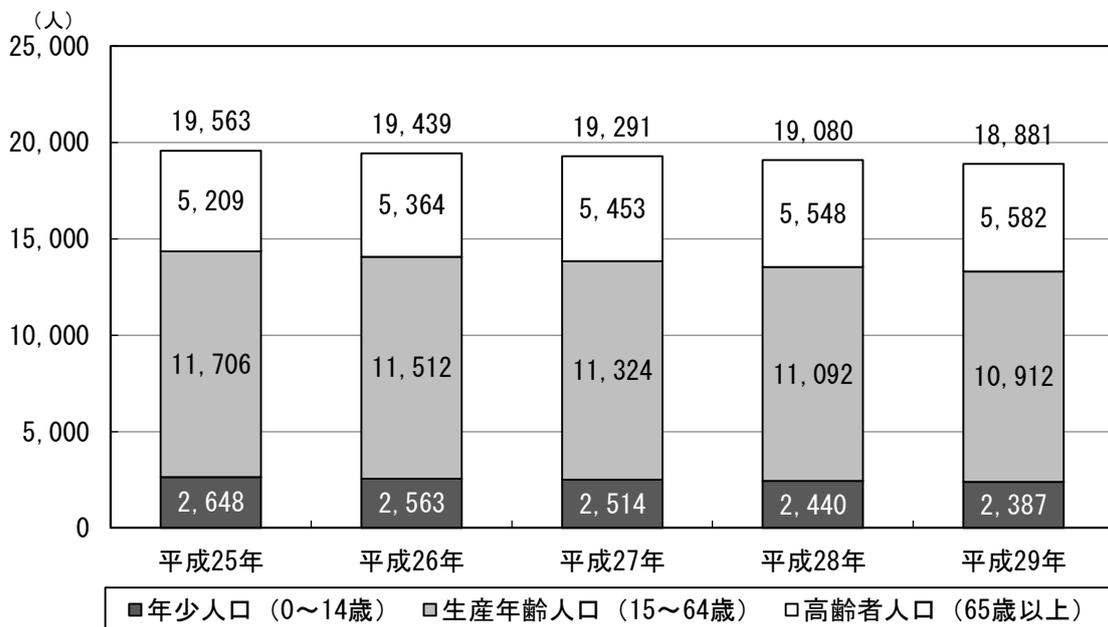
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 永平寺町の人口の状況

(1) 人口の推移

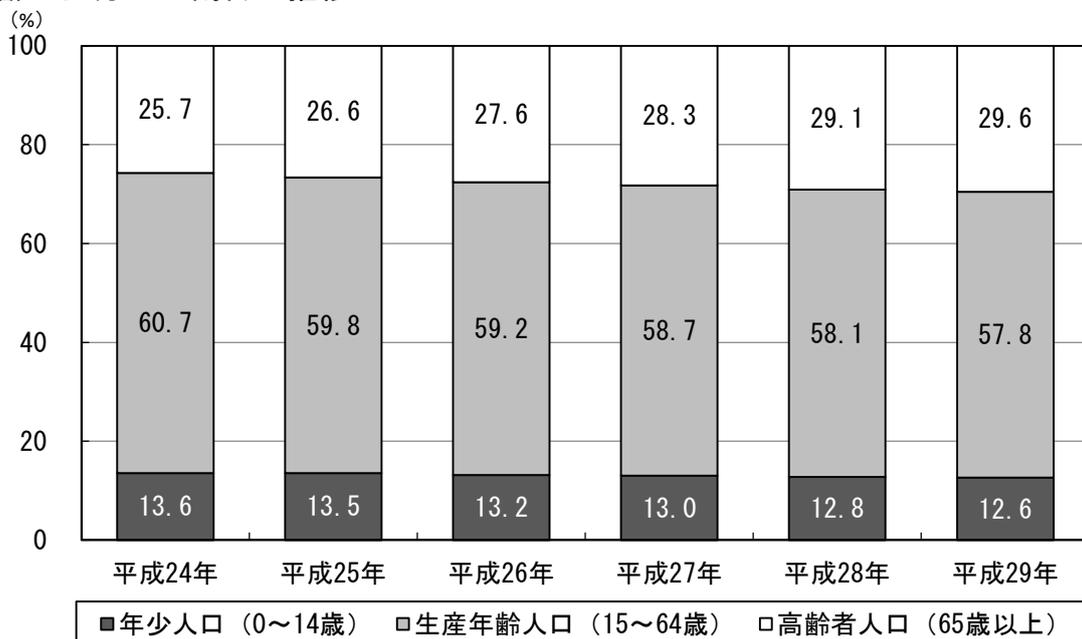
本町の総人口は減少傾向が続いています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少していますが、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、高齢者人口が多い少子高齢の傾向がみられます。

■ 年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

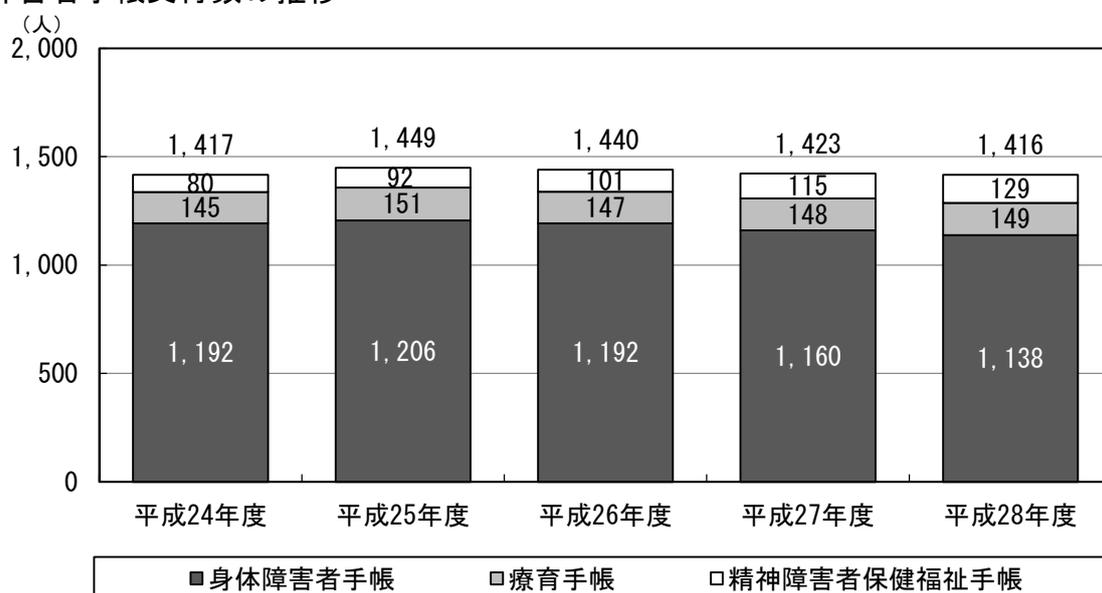
2 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 障害者手帳交付数の推移

本町の障害者手帳交付数をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しており、身体障害者手帳所持者が平成25年度から平成28年度にかけて減少しています。

平成24年度から平成28年度にかけての変動をみると、身体障害者手帳所持者数は54人(4.5%)減少、療育手帳所持者数は4人(2.8%)増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数は49人(61.3%)増加しており、増加率では特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が著しく高くなっています。

■障害者手帳交付数の推移



資料：福祉保健課

■障害者手帳所持者の状況

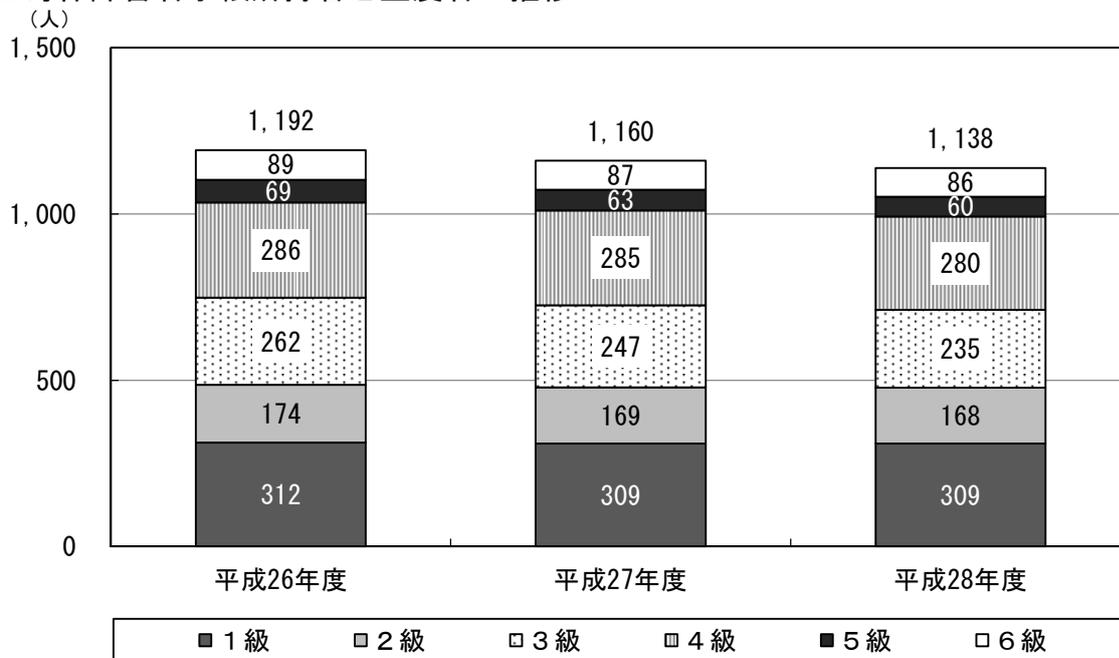
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	
総人口 (人)	19,753	19,563	19,439	19,291	19,080	
身体障害者手帳	人数 (人)	1,192	1,206	1,192	1,160	1,138
	割合 (%)	84.1	83.2	82.8	81.5	80.4
療育手帳	人数 (人)	145	151	147	148	149
	割合 (%)	10.2	10.4	10.2	10.4	10.5
精神障害者 保健福祉手帳	人数 (人)	80	92	101	115	129
	割合 (%)	5.6	6.3	7.0	8.1	9.1
障害者手帳所持者総数 (人)	1,417	1,449	1,440	1,423	1,416	
総人口に占める障害者 手帳所持者の割合 (%)	7.2	7.4	7.4	7.4	7.4	

資料：福祉保健課

(2) 身体障害のある人の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向がみられます。障害の程度別にみると、平成26年度から平成28年度にかけていずれの等級も減少傾向がみられ、特に3級が27人(10.3%)減少しており、他の区分と比較して減少率が大きくなっています。

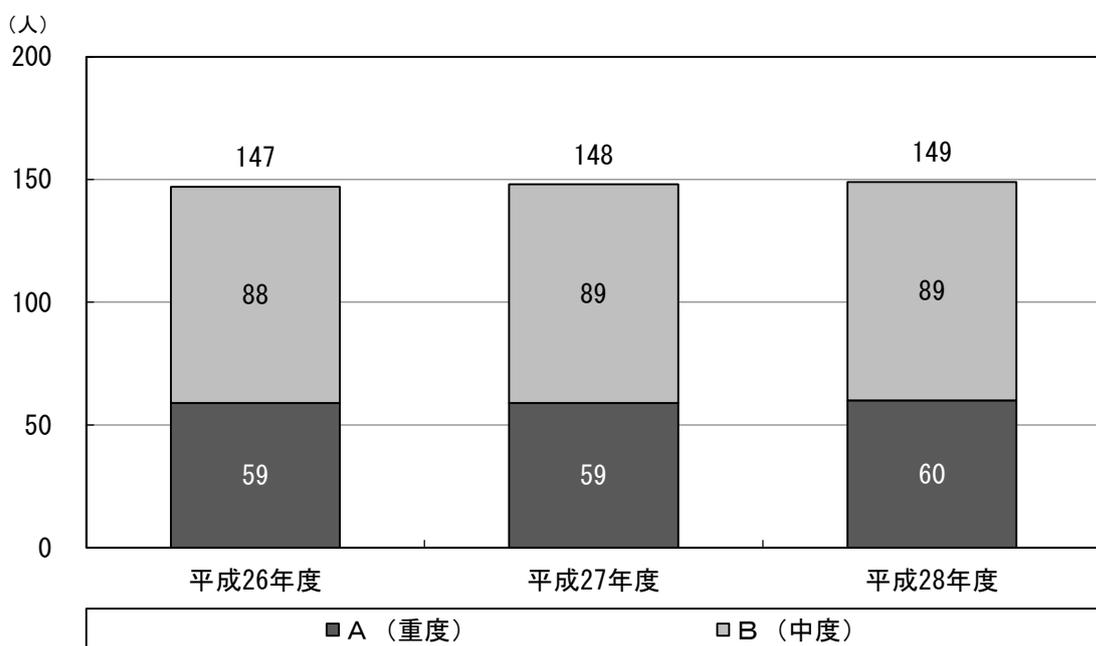
■身体障害者手帳所持者と重度者の推移



(3) 知的障害のある人の状況

本町の療育手帳所持者数は、横ばい傾向となっています。障害の程度別にみると、B(中度)の割合が高くなっています。また、A・Bの割合の変化はほとんどみられません。

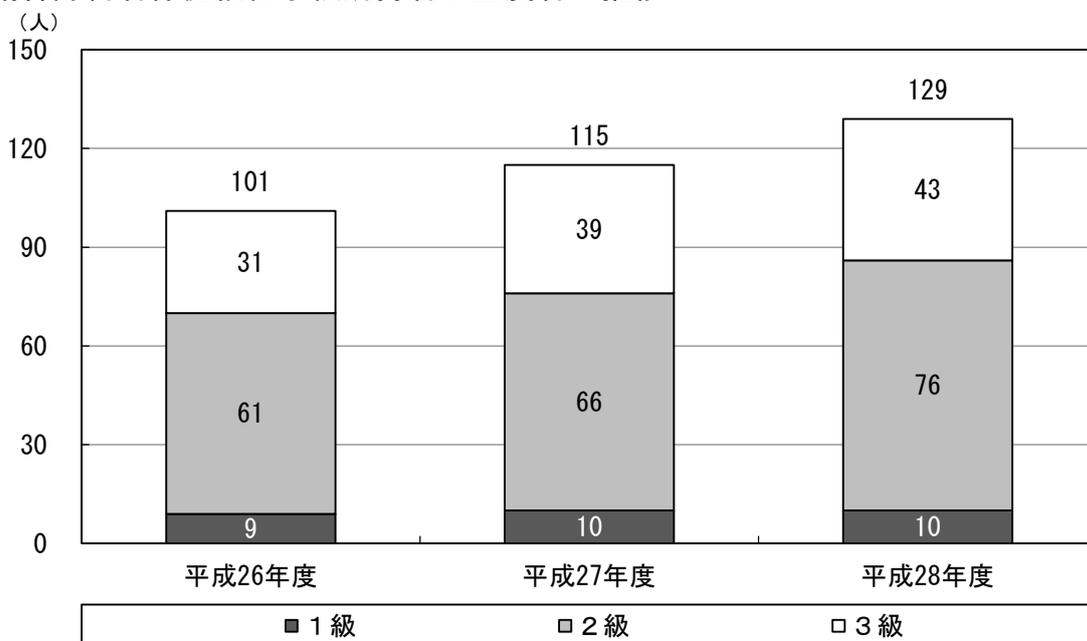
■療育手帳所持者と重度者の推移



(4) 精神障害のある人の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。障害の程度別にみると、いずれの等級も平成26年度から平成28年度にかけて増加傾向となっています。

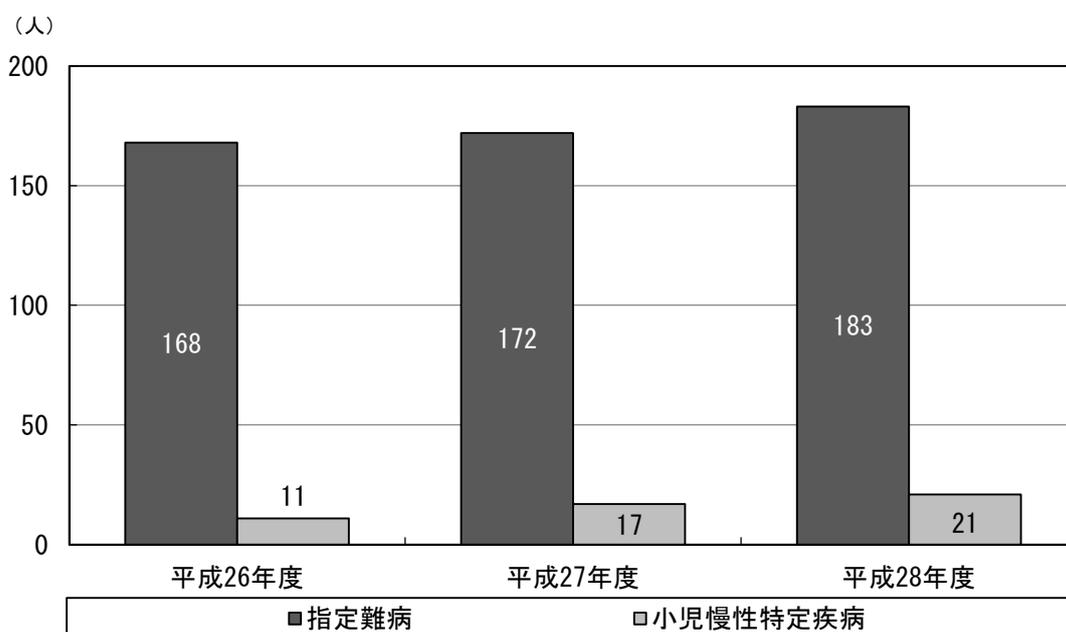
■精神障害者保健福祉手帳所持者と重度者の推移



(5) 指定難病および小児慢性特定疾病の受給者の状況

本町の指定難病医療受給者数・小児慢性特定疾病医療受給者数のどちらも、平成26年度から平成28年度にかけて増加傾向となっています。

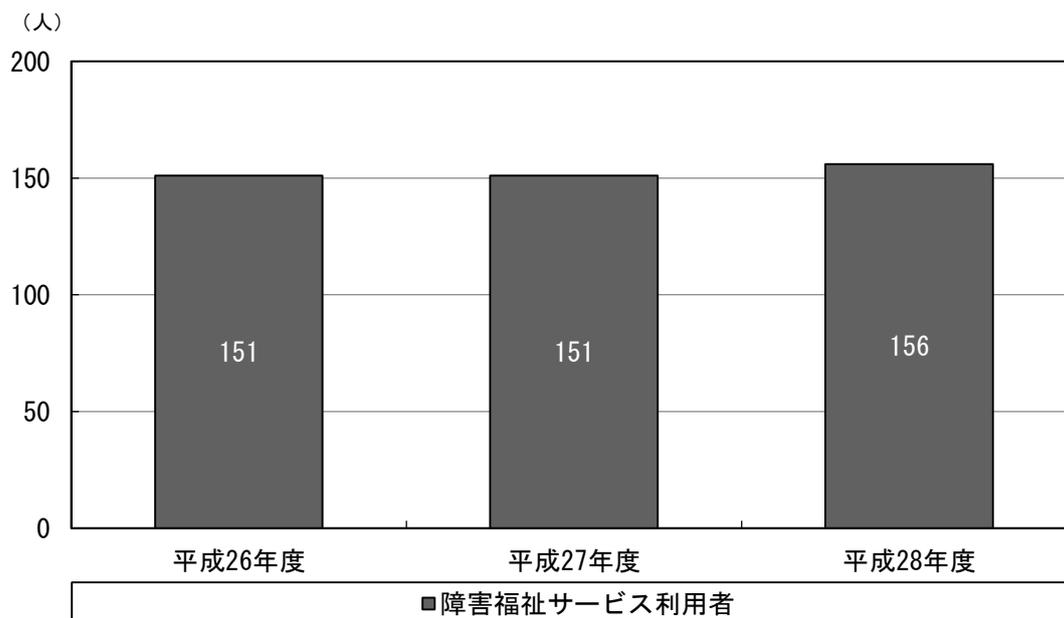
■指定難病および小児慢性特定疾病受給者証交付数の推移



(6) 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用者数

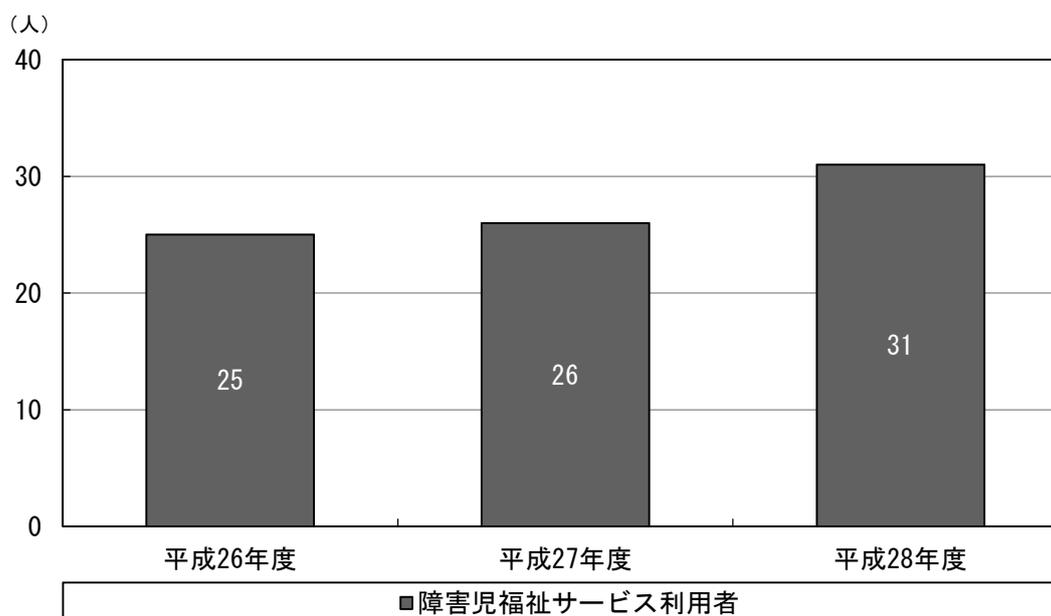
本町の障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用者数は、平成26年度から平成28年度にかけて増加傾向となっています。

■障害福祉サービスの利用者数の推移



資料：福祉保健課

■障害児福祉サービスの利用者数の推移



資料：福祉保健課

3 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、障がいのある人の日常生活の状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などに関するご意見やご要望を把握し、計画策定の基礎資料として障害者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

- 調査地域 : 永平寺町全域
- 調査対象者 : 身体障害者手帳所持者
療育手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者
- 調査対象者数 : 1,175 人
- 調査期間 : 平成 29 年 7 月 3 日～7 月 21 日
- 調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族など）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

■回収結果

調査票配布数	有効回収数	有効回収率
1,175 件	675 件	57.4%

グラフ・表の見方

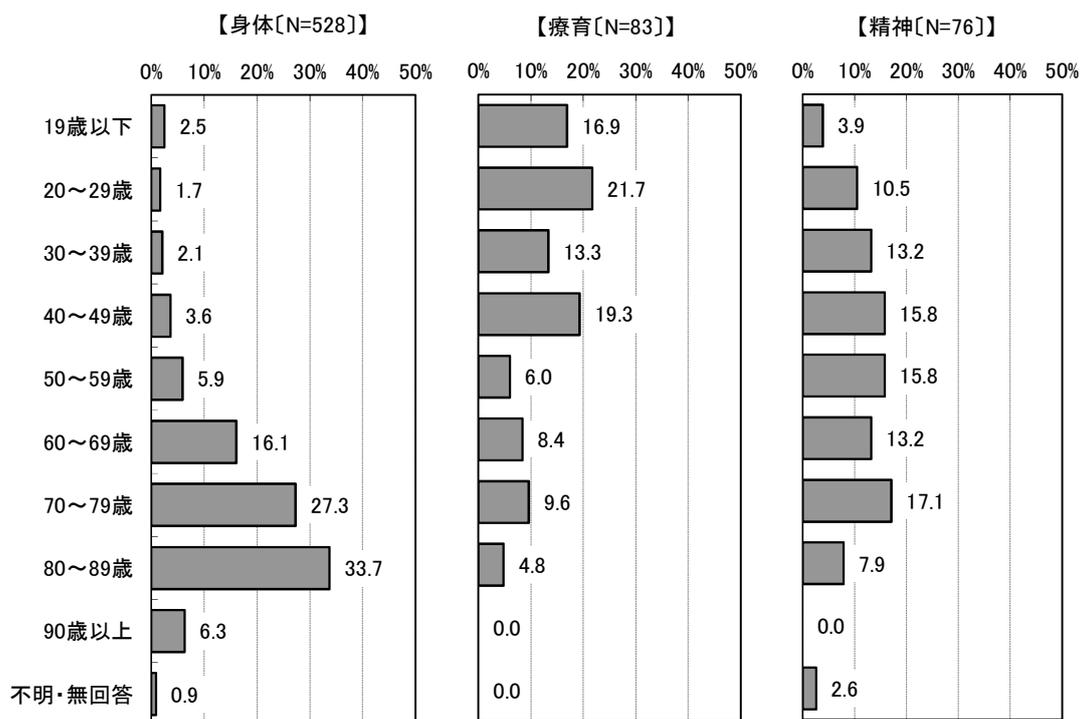
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者【身体】・療育手帳所持者【療育】・精神障害者保健福祉手帳所持者【精神】を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2) 調査結果の概要

回答者の属性

○年齢について

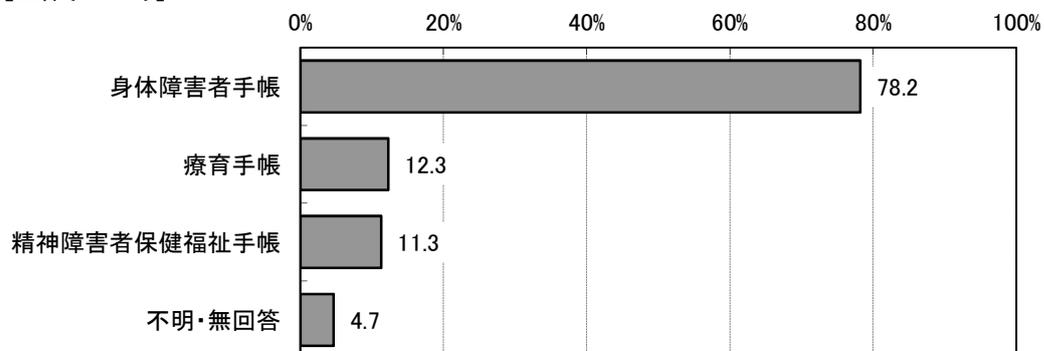
年齢についてみると、身体障害者手帳所持者では「80歳代」、療育手帳所持者では「20歳代」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「70歳代」が最も高くなっています。



○所持している障害者手帳について

手帳の種類についてみると、「身体障害者手帳」所持者では78.2%、「療育手帳」所持者では12.3%、「精神障害者保健福祉手帳」所持者では11.3%となっています。

【全体[N=675】

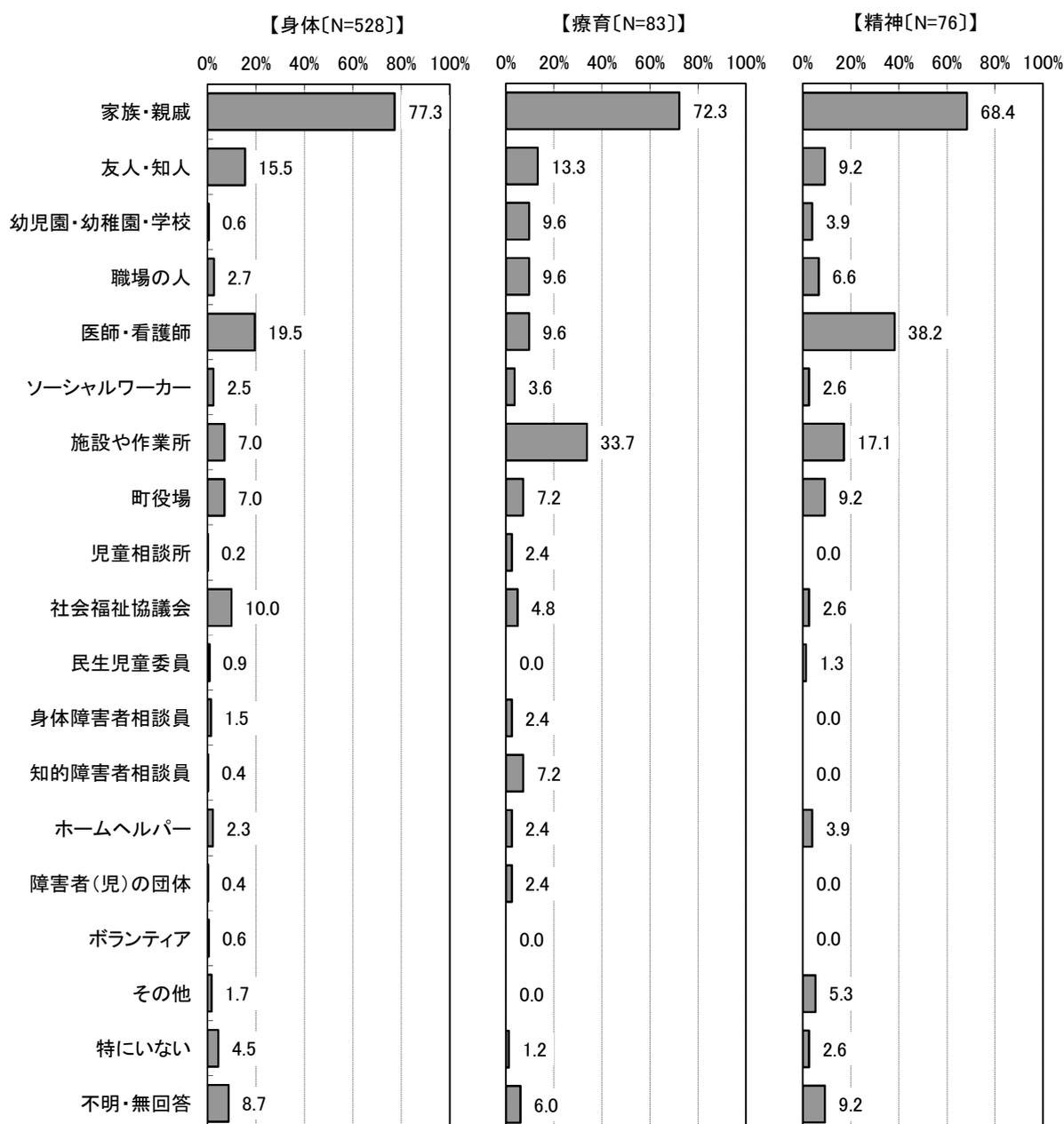


相談支援

○あなたが主に相談する相手について

主に相談する人についてみると、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者ともに「家族・親戚」がそれぞれ77.3%、72.3%、68.4%と最も高くなっています。

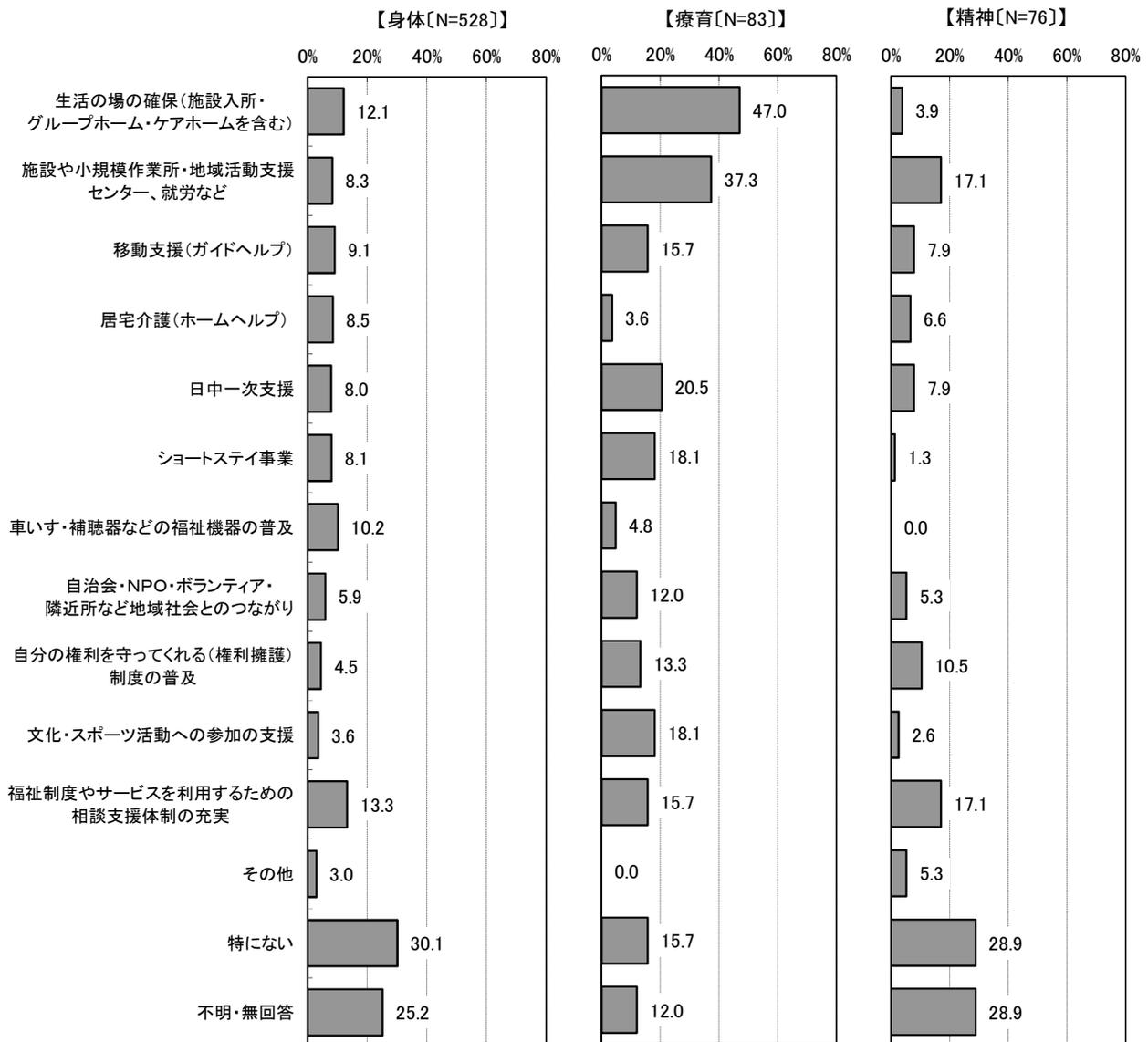
家族以外では、「友人」や「医師・看護師」、「施設や作業所」といった身近な相手や医療機関、福祉施設が高くなっている一方で、「児童相談所」「身体障害者相談員」「知的障害者相談員」「ボランティア」といった相談所や相談支援員、福祉ボランティアの支援については低くなっています。



生活支援

○毎日の生活を送るうえで、特に必要な支援制度・サービスについて

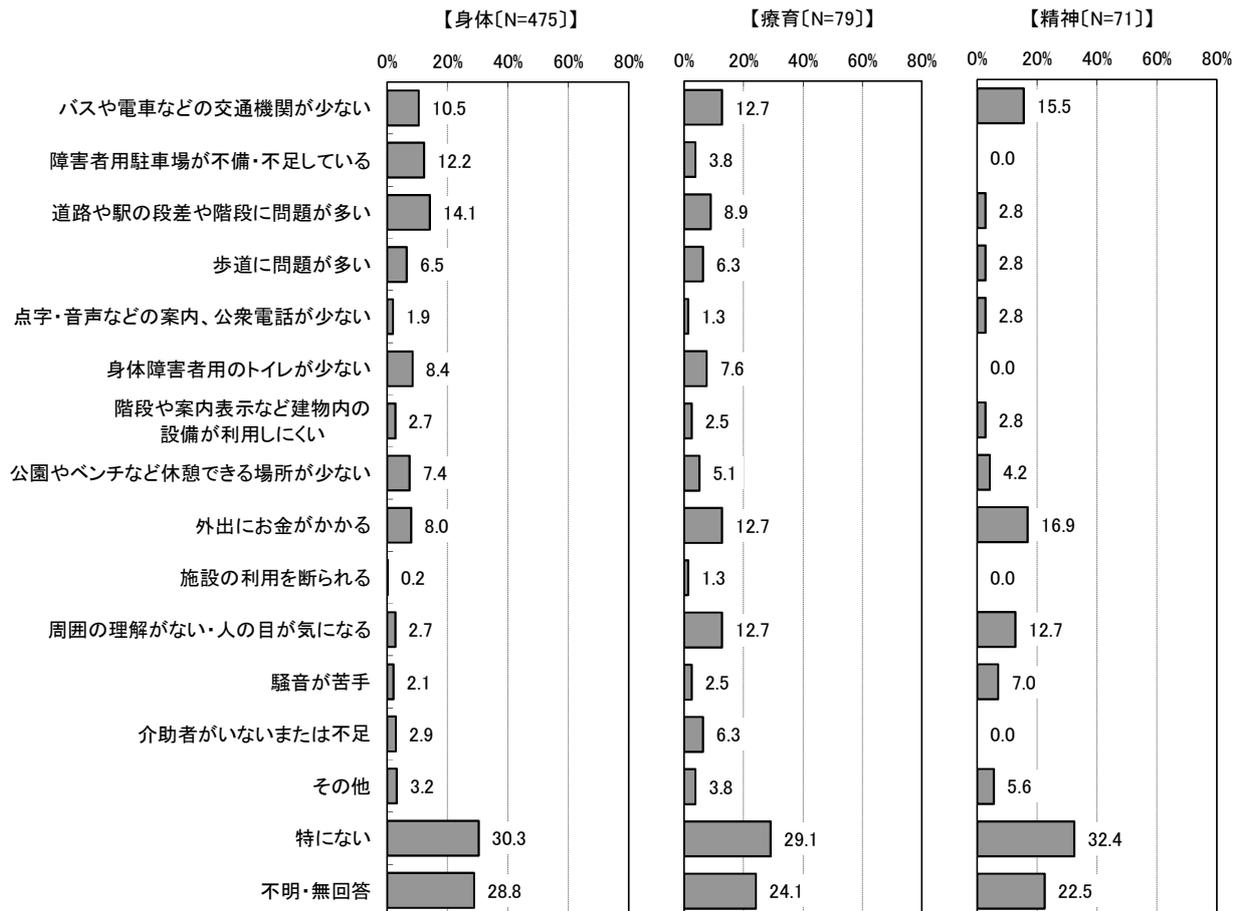
毎日の生活を送るうえで、特に必要な支援制度・サービスについてみると、「特にない」を除くと、身体障害者手帳所持者では「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」が13.3%、療育手帳所持者では「生活の場の確保（施設入所・グループホーム・ケアホームを含む）」が47.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「施設や小規模作業所・地域活動支援センター、就労など」「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」がそれぞれ17.1%と最も高くなっています。



外出支援

○外出する時に困っていることについて

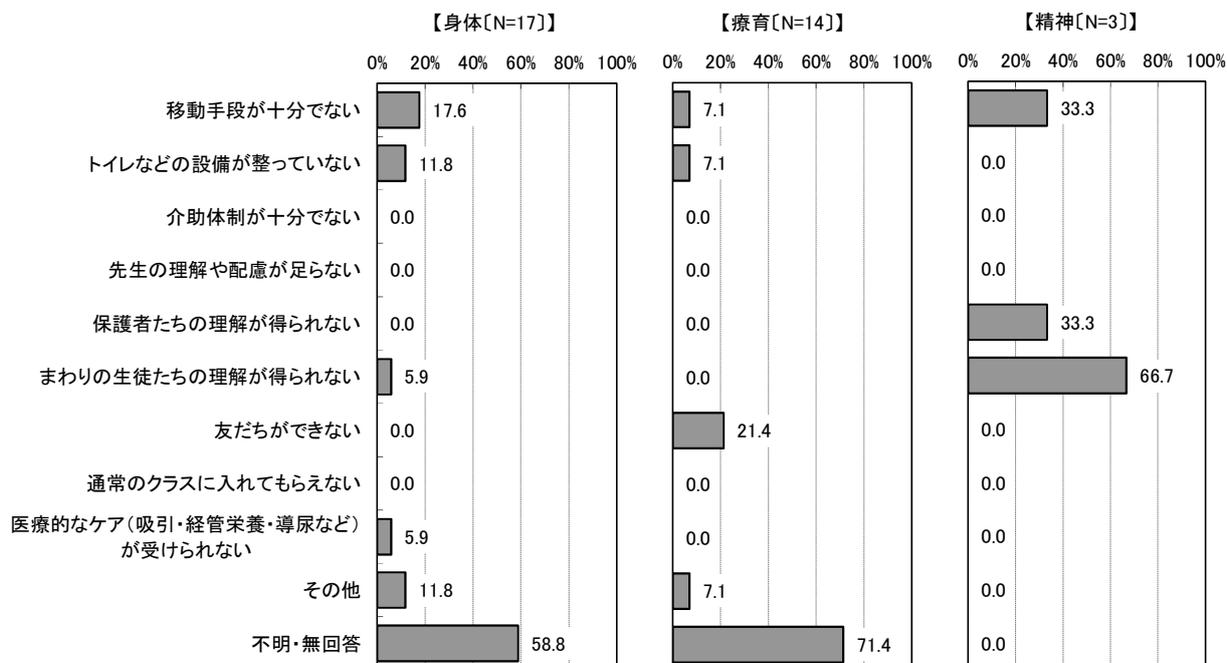
外出する時に困っていることについてみると、「特にない」を除くと、身体障害者手帳所持者では「道路や駅の段差や階段に問題が多い」が14.1%、療育手帳所持者では「バスや電車などの交通機関が少ない」「外出にお金がかかる」「周囲の理解がない・人の目が気になる」がそれぞれ12.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」が16.9%と最も高くなっています。



教育の状況

○通園・通学して困っていることについて

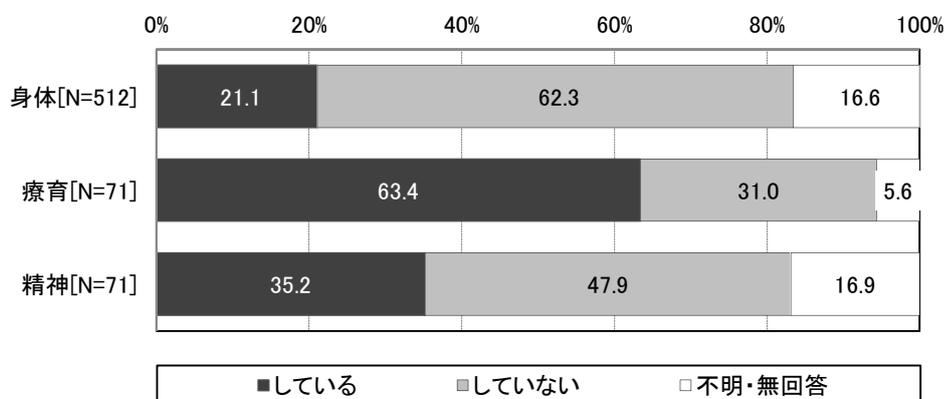
通園・通学して困っていることについてみると、身体障害者手帳所持者では「移動手段が十分でない」が17.6%、療育手帳所持者では「友だちができない」が21.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「まわりの生徒たちの理解が得られない」が66.7%と最も高くなっています。



就労の状況

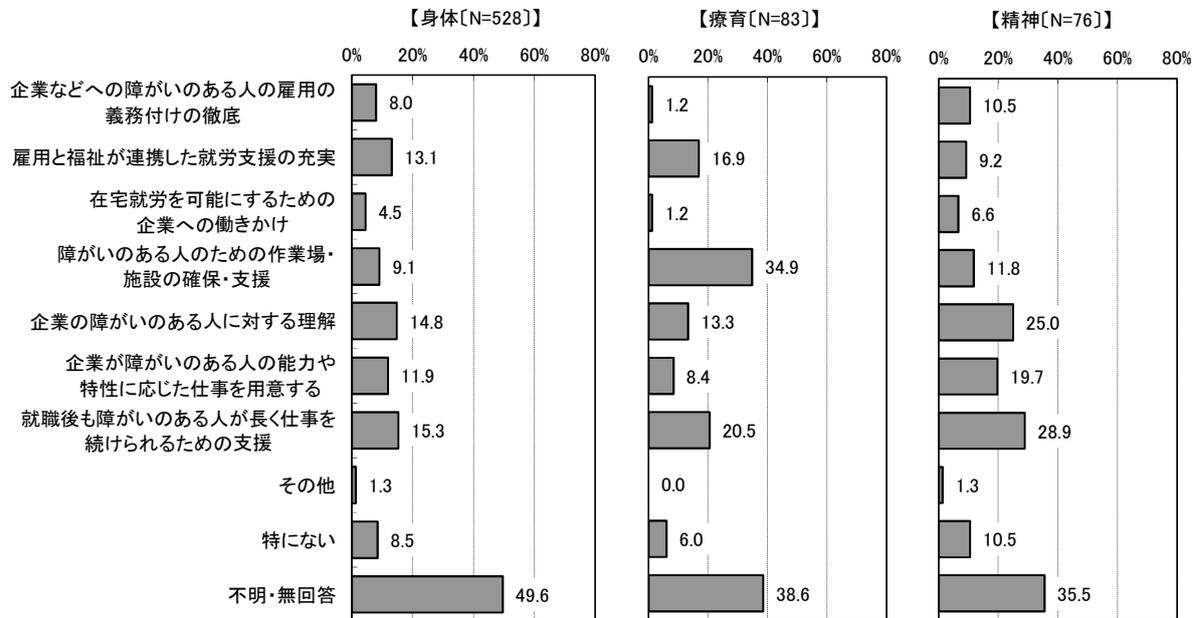
○仕事をしているかについて（福祉施設・作業所などでの就労も含む）※18歳以上

仕事をしているかについてみると、療育手帳所持者では「している」が63.4%と最も高くなっています。一方で、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「していない」がそれぞれ62.3%、47.9%と最も高くなっています。



○障がいのある人の雇用・就業に関して必要な支援について

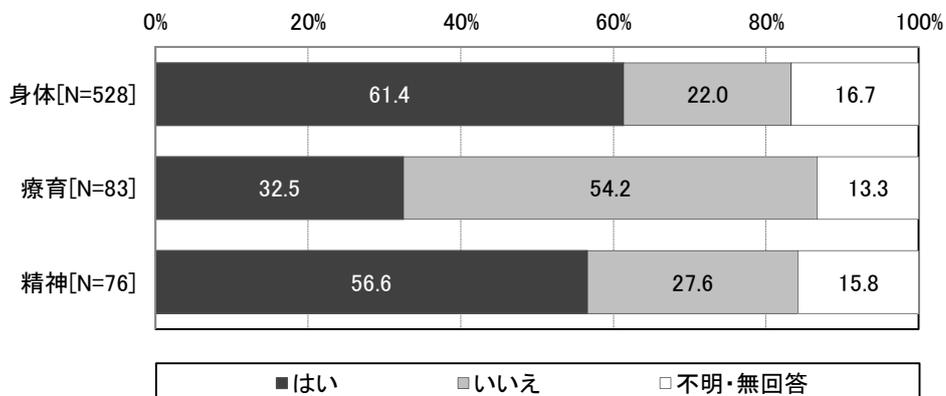
障がいのある人の雇用・就業に関して必要な支援についてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「就職後も障がいのある人が長く仕事を続けられるための支援」がそれぞれ 15.3%、28.9%、療育手帳所持者では「障がいのある人のための作業場・施設の確保・支援」が 34.9%と最も高くなっています。



安全・安心について

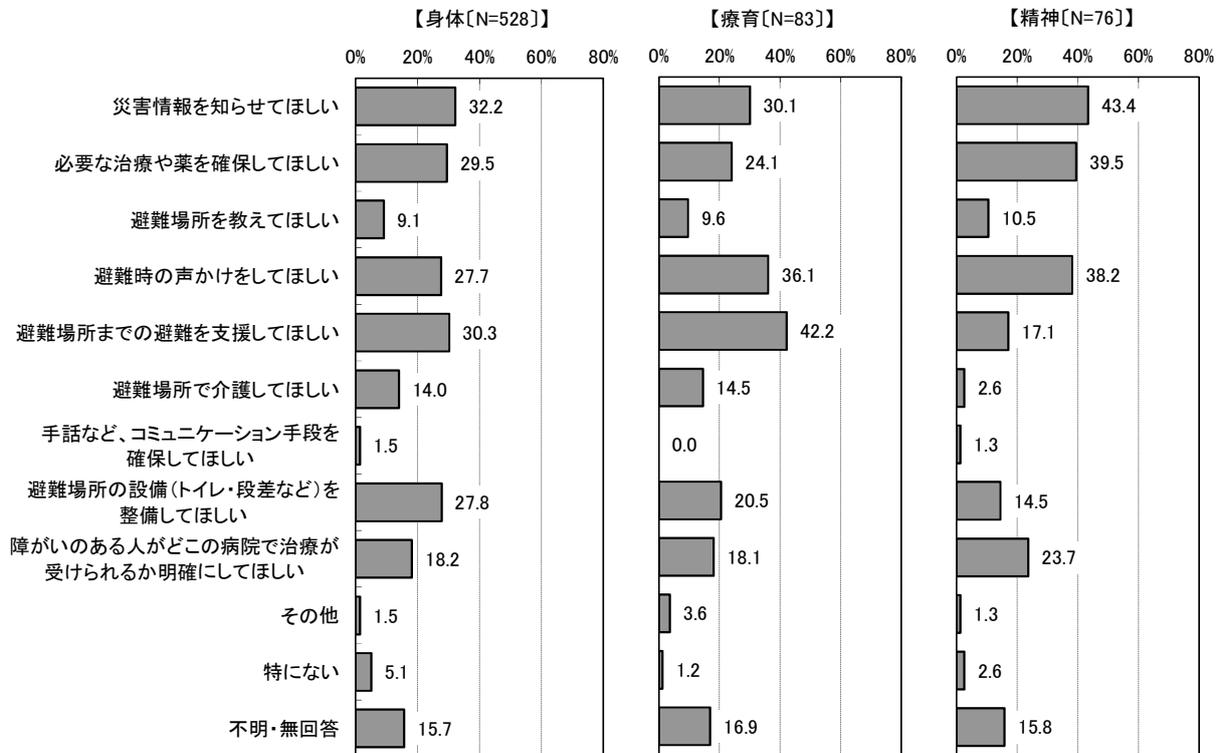
○火事や地震などの災害時に家族が不在の場合またはひとり暮らしの場合、近所になたを助けてくれる人がいるかについて

火事や地震などの災害時に家族が不在の場合またはひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかについてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「はい」が5割を超えています、療育手帳所持者では「いいえ」が5割を超えています。



○火事や地震などの災害時に支援してほしいことについて

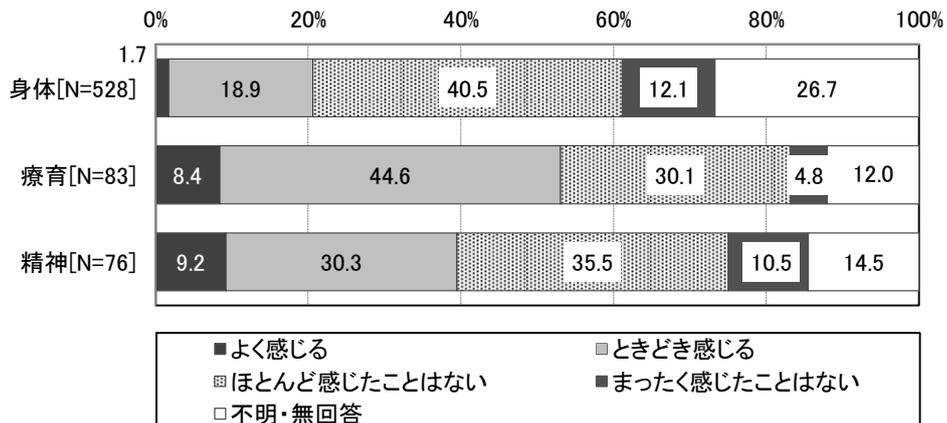
火事や地震などの災害時に支援してほしいことについてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「災害情報を知らせてほしい」がそれぞれ 32.2%、43.4%、療育手帳所持者では「避難場所までの避難を支援してほしい」が 42.2%と最も高くなっています。



障害への理解について

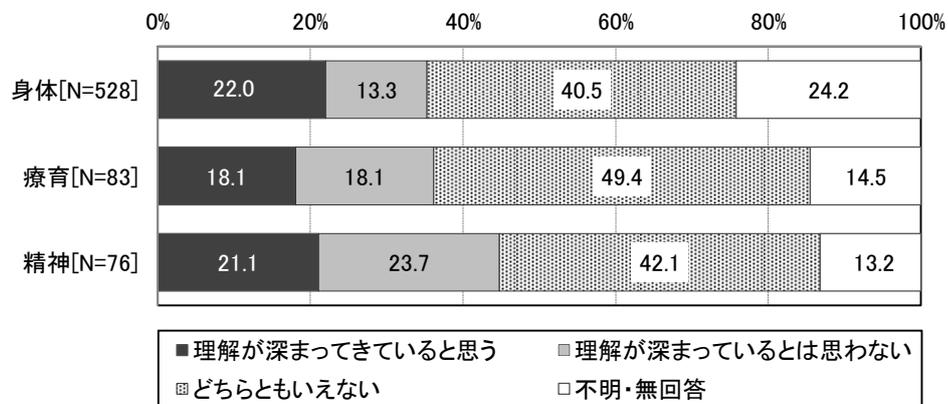
○日常生活における差別や偏見、疎外感について

日常生活の中で差別や偏見、疎外感を感じるかについてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「ほとんど感じたことはない」がそれぞれ 40.5%、35.5%、次いで「ときどき感じる」がそれぞれ 18.9%、30.3%となっています。療育手帳所持者では「ときどき感じる」が 44.6%、次いで「ほとんど感じたことはない」が 30.1%となっています。



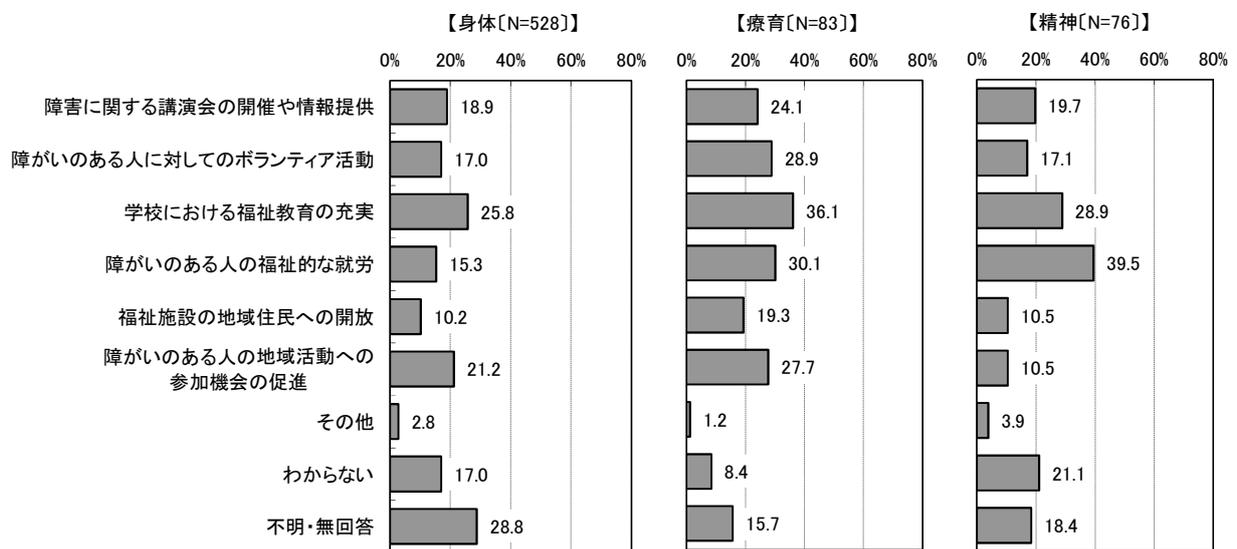
○周囲の人の「障害」や「障がいのある人」に対する理解について

周囲の人の「障害」や「障がいのある人」に対する理解が深まっているかについてみると、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者ともに「どちらともいえない」が4割以上と最も高くなっています。



○「障害」に対する町民の理解を深めるために必要だと思うことについて

「障害」に対する町民の理解を深めるために必要だと思うことについてみると、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者では「学校における福祉教育の充実」がそれぞれ25.8%、36.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいのある人の福祉的な就労」が39.5%と最も高くなっています。



4 団体ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、現場でさまざまな活動をされている団体からの意見を通じて、障がいのある人の生活状況や就労に関すること、本町で暮らすうえでの課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に団体ヒアリング調査を実施しました。

- 調査期間 : 平成 29 年 10 月
- 調査対象 : 町内外の障害福祉に関わる団体や社会福祉法人、民間企業などを対象に実施し、全 5 団体から回答を得ました。
- 調査方法 : 団体との直接面談形式

(2) 各事業所から出された意見

■生活支援について

主な意見
○町内に放課後等デイサービスなどの事業所があるといいと思う。今は町外の事業所を利用するというケースがほとんどで、町内で働く親は町外に子どもを迎えに行き、また町内に戻ってくるという遠回りをしていて、負担になっている。
○放課後等デイサービスは注目されており、全国や近隣自治体でも増加している。重度の障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童に対応できる事業所は少ない。

■障害への理解について

主な意見
○障がい者だからという偏見をなくしていきたい。障がい者として社会参加・就労をするのではなく、そこに住み暮らす人として参加できるようにしたい。
○障害の理解について、年齢が上がるほど差別的になると感じる。福祉教育のように、小学校の頃から教育していくことが必要。小さい時から一緒に生活していれば、理解や考え方が違ってくると思う。
○地域で障がいのある人と地域の方々がつながるイベントを行っているものの、接し方がわからないという人も多く、地域の方々になかなか来てもらえない。
○障がいのある人とない人が地域でともに過ごせる場がないため、一緒につくっていききたい。

■雇用・就労・自立支援について

主な意見
<p>○収入の少ない利用者（就労B）は家が老朽化しても修理することができない状況である。生活の負担軽減や自立のためにも、社宅の提供を考えている。（生活拠点を確保して、自立のサポートをする）</p> <p>○収入の少ない利用者への支援として、通勤のガソリン代の補助があるとよい。</p> <p>○事業所外就労などでは、A型B型だから雇用するのではなく、人手が足りないから雇用するなど一般の人として扱ってほしい。</p> <p>○福祉型の就労サービスがないということは、町内の障がいのある人、障がいのある児童の家族にとって大変であり、不安なことだ。</p> <p>○自立にシフトしてきているが、一人で生きていくためにはやはり仕事が必要だ。町内で就労できる場所があればいいと思う。</p> <p>○精神障害のある人の職場定着率が低いことが課題。また、そういった方々が地域に埋もれていることが多く、就労支援機関につなげる仕組みづくりが必要。</p> <p>○就職してから職場に定着するためには、就職する前段階で準備が必要。地域に事業所があれば、準備をしてから就労に臨むことができる。</p> <p>○障がいのある人の居場所づくりをしている。今後は、企画・運営から障がいのある人が関わり、自立に向けた取り組みを進めたい。</p>

■相談支援について

主な意見
<p>○精神障害の場合、身体的な充実が重要であり、何かがあった時に医療や行政支援などについて相談できる場所が必要。</p> <p>○相談に来る方の悩みが複雑化していて、対応しきれないケースもあり、体制づくりが課題となっている。</p> <p>○他市町では、学校で相談支援専門員が障がい児の計画相談の説明をし、理解と協力を深めている。永平寺町でもこのような取り組みを進めるべきではないだろうか。</p> <p>○福祉と医療のどちらにも精通した相談体制が必要。</p>

■保健・医療について

主な意見
<p>○保健・医療や自分自身の健康にあまり関心がない方が多く、歯科口腔への意識が低い。金銭的な負担があるので、医療機関にはかかりたがらない。こうした保健・医療について相談する場所が少ない。</p> <p>○事業所で行っている医療的ケアについて、医療関係者などのバックアップ体制を整える必要がある。</p> <p>○保健師との連携を図り、療育が必要な方への早期介入が大切。</p>

5 障害福祉サービスの進捗状況

(1) 各目標値の達成状況

① 福祉施設から地域生活への移行促進

<目標値の考え方>

- 平成 25 年度末の施設入所者数のうち、12%以上が地域生活へ移行
- 平成 29 年度末時点の施設入所者数を、平成 25 年度末時点から4%以上削減

【平成 25 年度末現在の施設入所者数 41 人】

項目	目標		実績 見込み	達成率
	人数	割合		
地域生活移行者数	5人	12.2%	0人	0.0%
平成 29 年度末時点の施設入所者数の削減	2人	4.9%	0人	0.0%

② 地域生活支援拠点等の整備

<目標値の考え方>

- 平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備

項目	目標		実績 見込み	達成率
	数	割合		
平成 29 年度末時点の地域生活支援拠点等の数	1か所		0か所	0.0%

③ 福祉施設から一般就労への移行促進

<目標値の考え方>

- 就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者が平成 24 年度の移行実績の2倍以上

【平成 24 年度の一般就労への移行実績 1 人】

項目	目標		実績 見込み	達成率
	人数	割合		
平成 29 年度中の一般就労移行者数	2人	2倍	2人	100.0%

<目標値の考え方>

- 就労移行支援事業の利用者が平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加

【平成 25 年度末における就労移行支援事業利用者数 7 人】

項目	目標		実績 見込み	達成率
	人数	割合		
平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数	11人	6割	3人	27.3%

(2) 訪問系サービス

「居宅介護」は、平成27年度から平成29年度にかけて、利用時間、利用者数ともに計画値を上回る実績となっています。

「重度訪問介護」の利用時間は、平成27年度から平成28年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。利用者数は、平成27年度から平成28年度にかけては計画値通りとなっています。平成29年度では、利用時間、利用者数ともに計画値に満たない実績となっています。

「行動援護」は、平成27年度から平成29年度にかけて実績値が0となっており、利用時間、利用者数ともに計画値に満たない実績となっています。

「同行援護」は、平成27年度から平成29年度にかけて、利用時間、利用者数ともに計画値に満たない実績となっています。

「重度障害者等包括支援」の利用時間、利用者数は、平成27年度から平成29年度にかけて実績値が0となっており、平成28年度から平成29年度では計画値に満たない実績となっています。

訪問系サービスの合計値について、利用時間、利用者数ともに、平成27年度から平成29年度にかけて計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
居宅介護	時間/月	307	310	340	372	358	404
	人/月	13	14	14	17	15	18
重度訪問介護	時間/月	510	571	510	629	1,020	667
	人/月	1	1	1	1	2	1
行動援護	時間/月	22	0	22	0	49	0
	人/月	1	0	1	0	2	0
同行援護	時間/月	133	57	155	52	177	55
	人/月	6	3	7	2	8	2
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	88	0	88	0
	人/月	0	0	1	0	1	0
合計	時間/月	972	938	1,115	1,053	1,692	1,126
	人/月	21	18	24	20	28	21

※平成29年度実績見込みは、平成29年度4、5、6、7月の実績を基に推計値として算出。

(3) 日中活動

「短期入所」の利用日数は、平成27年度から平成29年度にかけて計画値に満たない実績となっています。利用者数は、平成27年度は計画値通りの実績となっていますが、平成28年度、平成29年度では計画値に満たない実績となっています。

「生活介護」「自立訓練（生活訓練）」の利用日数は、平成27年度から平成29年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。「生活介護」「自立訓練（生活訓練）」の利用者数は、平成27年度では計画値通りの実績となっており、平成28年度、平成29年度では計画値を上回る実績となっています。

「自立訓練（機能訓練）」は、平成27年度から平成29年度にかけて、利用日数、利用者数ともに実績値が0となっており、計画値に満たない実績となっています。

「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」は、平成27年度から平成29年度にかけて、利用日数、利用者数ともに計画値に満たない実績となっています。

「療養介護」は、平成27年度から平成29年度にかけて計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
短期入所	人日/月	28	17	33	14	39	16
	人/月	5	5	6	5	7	6
生活介護	人日/月	1,251	1,253	1,272	1,322	1,294	1,367
	人/月	58	58	59	63	60	65
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	22	0	44	0	66	0
	人/月	1	0	2	0	3	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	30	39	45	78	60	70
	人/月	2	2	3	4	4	5
就労移行支援	人日/月	139	109	185	114	226	64
	人/月	7	6	9	5	11	3
就労継続支援A型	人日/月	532	386	541	468	561	537
	人/月	26	18	27	23	28	27
就労継続支援B型	人日/月	773	724	795	739	818	696
	人/月	39	38	40	39	41	38
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2

(4) 居住系サービス

「共同生活援助」の利用者は、平成27年度から平成29年度にかけて横ばいで推移しており、計画値に満たない実績となっています。

「施設入所支援」の利用者は、平成27年度から平成29年度にかけてほとんど横ばいで推移しており、平成27年度は計画値通りの実績となっていますが、平成28年度、平成29年度では計画値をやや上回る実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	24	23	25	23	26	23
施設入所支援	人/月	40	40	39	41	39	41

(5) 相談支援

「計画相談支援」の利用者数については、第4期計画策定時は1年当たりのサービス利用支援者数と継続サービス利用支援者数の合計人数を実績値として設定していましたが、第5期計画からは1か月当たりのサービス利用支援者数と継続サービス利用支援者数の合計人数を対象に改めたため、計画値と実績値に大きな開きがあります。

「計画相談支援」の利用者数は、ほとんど横ばいで推移しています。

「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数は、平成27年度から平成29年度にかけて実績値が0となっており、計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
計画相談支援	人/月 (人/年)	(153)	24 (151)	(155)	22 (156)	(157)	24 (167)
地域移行支援	人/月	1	0	3	0	5	0
地域定着支援	人/月	1	0	3	0	5	0

※計画相談支援の実績値については、参考として年間の利用者数を()に記載しています。

(6) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修・啓発事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

「自発的活動支援事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

「障害者相談支援事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて計画値通りの実績となっています。

「基幹相談支援センター」「基幹相談支援センター等機能強化事業」は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実施がなく、計画値に満たない実績となっています。

「住宅入居等支援事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実施がなく、計画値通りの実績となっております。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
相談支援事業 年間利用者数	人		438		452		480

④ 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、実績値が 0 となっており、計画値に満たない実績となっています。

⑤ 意思疎通支援事業

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は、平成 27 年度のみ計画値を上回る実績となっており、平成 28 年度は計画値通りの実績に、平成 29 年度では計画値に満たない実績となっています。

「点訳・音訳等支援事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて 0 人となっており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件/年	4	5	5	5	5	3

⑥ 日常生活用具給付等事業

「介護・訓練支援用具」は、平成 27 年度、平成 28 年度は計画値を上回る実績となっています。

「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて計画値に満たない実績となっています。

「情報・意思疎通支援用具」は、平成 27 年度のみ計画値を上回る実績となっています。

「排泄管理支援用具」は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて計画値を上回る実績となっております。

「居宅生活動作補助用具」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
介護・訓練支援用具	件/年	1	5	1	3	1	1
自立生活支援用具	件/年	4	2	5	3	5	1
在宅療養等支援用具	件/年	3	2	4	3	4	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	4	4	1	5	3
排泄管理支援用具	件/年	375	421	422	459	476	472
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	0	2	0	3	1

⑦ 移動支援事業

移動支援事業の「個別支援型」の利用者数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて計画値に満たない実績となっています。利用時間については、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて計画値を上回る実績となっています。また、か所数については、「個別支援型」「グループ支援型」とともに、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
個別支援型	人/年	5	2	6	4	7	4
	時間/年	113	123	136	263	159	228
	か所数	8	9	8	9	8	10
グループ支援型	か所数	8	9	8	9	8	10

⑧ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの数については、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて横ばいで推移しており、計画値を上回る実績となっています。利用者数については、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
地域活動支援センター	か所数	1	2	1	2	1	2
	人/年	29	25	32	26	34	26

⑨ 自動車運転免許取得費助成・改造助成事業

「自動車運転免許取得費助成・改造助成事業」について、平成 27 年度は計画値通りの実績となっていますが、平成 28 年度から平成 29 年度にかけては実績値が0となっており、計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自動車運転免許取得費助成・改造助成事業	件/年	1	1	2	0	3	0

⑩ 訪問入浴サービス事業

「訪問入浴サービス事業」は、平成27年度から平成29年度にかけて横ばいで推移しており、平成27年度から平成28年度にかけて計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
訪問入浴サービス事業	人/年	4	5	4	5	5	5

⑪ 日中一時支援事業

「日中一時支援事業」のか所数は、平成27年度から平成29年度にかけて横ばいで推移しています。利用者数は、平成27年度から平成28年度にかけて増加した後横ばいで推移しており、か所数・利用者数ともに、計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日中一時支援事業	か所数	8	5	8	5	8	5
	人/年	19	15	20	19	21	19

(7) 障がいのある児童への支援

「児童発達支援」の利用日数・利用者数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、計画値に満たない実績となっています。

「児童発達支援」の利用者数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、計画値に満たない実績となっています。

「放課後等デイサービス」の利用日数・利用者数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

「保育所等訪問支援」の利用者数は、平成 27 年度では計画値通りの実績となっていますが、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて実績値が 0 となっており、計画値に満たない実績となっています。

「障害児相談支援」の利用者数については、第 4 期計画策定時は 1 年当たりの障害児福祉サービスを利用する人を計画値および実績値として設定していましたが、第 5 期計画からは、1 か月当たりのサービス利用支援者数と継続サービス利用支援者数の合計人数を対象に改めたため、計画値と実績値に大きな開きがあります。

「障害児相談支援」の計画期間中の利用者数は、ほとんど横ばいで推移しています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
児童発達支援	人日/月	40	26	46	31	52	11
	人/月	7	5	8	5	9	4
放課後等デイサービス	人日/月	146	155	155	171	164	180
	人/月	16	19	17	22	18	20
保育所等訪問支援※	人/月	1	1	2	0	3	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援※※	人/月 (人/年)	(32)	8 (26)	(33)	8 (31)	(34)	9 (28)

※平成 28 年度以降の保育所等訪問支援について、利用の実績はありましたが、年間の実績を月平均に換算すると 1 未満になるため、0 となっています。

※※障害児相談支援の実績値については、参考として年間の利用者数を () に記載しています。

6 課題の整理

国における制度改革や社会経済情勢の動向、本町における障がいのある人を取り巻く現状などを踏まえ、今後の障害福祉施策の推進にあたって次の項目に取り組むことが求められます。

課題1 とともに生きるための暮らしやすい環境づくり

障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、支え合いながら、ともに暮らし、憩い、働き、学ぶことのできるまちづくりを進めることが求められています。

障害の有無に関わらず、地域で暮らす一人ひとりが社会の構成員として、ともに生きる社会をつくるため、障害や障がいのある人に関する正しい理解の促進、日常的に交流する機会の創出などに継続的に取り組むことが必要です。

また、障害を正しく理解するためには、小さい頃から障がいのある人とふれあうことが重要です。事業所ヒアリングの結果をみると、「障害」に対する理解を深めるために小学校や中学校で障がいのある人と交流することが欠かせないという意見があり、アンケート調査では、「学校における福祉教育の充実」が必要だという回答が多くなっています。

福祉教育を充実させることで、障害への理解を深め、支え合いながらともに生きるまちを実現していくことが重要です。

課題2 障がいのある人への差別の禁止と合理的配慮の提供

障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められています。

アンケート調査結果をみると、日常生活で差別を感じたことはほとんどないと回答している人が全体の4割となっています。その一方で、差別を感じたことがある、ときどき感じると答える人が3割弱となっていることから、障がいのある人に対する差別が依然として存在していることがうかがえます。

今後は教育・療養、就労・雇用、交通や建物のバリアフリー新法に基づいた建物の整備、防災、情報の提供などあらゆる分野における差別や偏見の解消に向けて、啓発活動や相談体制の整備などの取り組みを推進していくことが必要です。

課題3 ライフステージに沿った一貫した施策の展開

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、自分らしい生活を送れるよう、乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備することが求められています。

支援体制を整備するにあたり、個々のライフステージに応じた課題を含む多様な生活ニーズに対応するため、保健・医療・福祉などの関係機関が連携して課題の解決を図り、利用者が望む生活の実現を支援していくことが必要です。

アンケート調査結果をみると、障がいのある人の雇用・就業に必要なこととして、就職後も障がいのある人が長く仕事を続けられるように支援するという回答が多くなっています。職場や仕事に対する悩み相談を通じて、課題を明らかにし、職場への定着を支えるといった就職後の支援の充実が求められています。

働くことを通じて経済的な自立や生きがいがいづくりにつなげるとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することができるよう、働く場や活動の場の充実を図ることが必要です。

課題4 地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

地域で暮らしている人やこれまで入所・入院を続けてきた人が地域に生活の場を移そうとする場合を含め、障がいのある人が自ら住みたい場所で当たり前の生活を送ることができる仕組みを整えることが求められています。

障がいのある人が地域でその人らしく自立した生活を送れるよう、より身近な地域でのサービス提供体制、相談支援体制および健康づくりの充実を図ることが必要です。

支援制度やサービスの充実だけでなく、文化芸術活動やスポーツなど各種活動への参加機会の充実を通じ、障がいのある人の自立を促すための生きがいづくりや自己実現に向けた環境づくりを進めることも重要です。

課題5 地域で安心して暮らせる安全な環境づくり

あらゆる人々が生活や移動に不自由を感じることなく、また身の危険を感じることなく暮らせる環境づくりが求められています。

アンケート調査結果をみると、一人の時に助けてくれる人が近所にいると回答している人は2割台後半に止まっており、災害時の避難が課題となっています。

日常や緊急時において安心・安全が確保されるよう、防災対策や防犯対策、交通・移動対策などの取り組みを推進することが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

共生社会を実現するためには、障がいのある人・ない人すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、地域社会をつくる一員として、地域・住民が包み込み、支え合うといったインクルージョンの考え方が大切です。

永平寺町では、平成28年度に策定した第二次永平寺町総合振興計画において、「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」をまちの将来像に掲げ、まちづくりに取り組んでいます。また、平成25年度に策定した第2次永平寺町地域福祉計画の基本理念である「地域ぐるみの支え合い ともに生きるまち 永平寺」のもと、住民同士のつながりを大切にする支え合いの地域社会をめざしています。

永平寺町におけるこれらのまちづくりと地域福祉の理念のもと、本計画の基本理念を以下のように設定します。

障がいのある人もない人も、

ともに心つながる「互近助」のまち えいへいじ

障がいのある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が協力し合い、互いに助け合い、支え合うという意味を「互近助」という言葉に込めており、障害の有無に関わらず、ともに生きる地域共生社会の実現をめざします。

この基本理念のもとで、障がいのある人々のニーズを把握しながら、地域でともに自立した日常生活を送れる支援体制と、障がいのある人自身がその能力を十分発揮できる環境の充実に努めます。

2 基本目標

(1) 地域で誰もがいきいきと生活ができるように支援する

障がいのある人が住み慣れた地域で自立して日常生活を営むためには、障がいのある人はもちろん、家族の状況や課題を総合的に把握し、適切な支援やサービスにつないでいく必要があります。そのため、自立した生活を支える支援・サービスの提供体制の充実を推進し、相談員など支援人材の確保に努め、相談支援体制のさらなる充実をめざします。また、障がいのある人への偏見や差別の解消をさらに推進すべく、合理的配慮についての啓発や提供の促進に取り組むとともに、障がいのある人々の自立の向上に努めます。

さらに、障がいのある児童に対しては、地域の保健や医療、福祉、教育などが連携して、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備の推進に努めます。

(2) 地域共生社会の実現に向けた自立生活支援

障がいのある人もない人も、住民の一人としてともに学び、働き、社会参加ができる地域づくりを推進します。

障がいのある児童については、地域で保育、教育の支援を受けられるように支援することで、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加を促進します。

また、障がいのある人が自分の能力や希望に応じた適切な就労ができるよう、一般企業などでの就労に向けた支援を継続するとともに、就職した後も継続して仕事に取り組めるよう、定着を促進するための支援を実施します。さらに、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用の促進や障害者差別解消法に基づく差別の禁止、合理的配慮の提供など、事業者の理解の促進に努めます。

(3) 暮らしやすい生活環境の整備

障がいのある人が自由に外出し活動していくためには、さまざまな障壁を取り除き、移動や施設利用における利便性を高めていくことが必要です。多様な市民の視点により、地域の実情に合ったユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、市民、団体、行政が協力しながらまちづくりを推進します。

また、地域福祉活動の促進など、住民同士による支え合いをより一層強化するとともに、防災対策や防犯対策の充実にも住民同士のつながりを活かすことで、安心して生活できる地域づくりをめざします。

3 連携施策の取り組み

近年の「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法」「児童福祉法」の改正、分野ごとの施策の実施状況・課題、アンケート調査・事業所ヒアリング調査などの調査結果を踏まえ、今後、永平寺町において特に重点的に取り組むべき事項を次の通り定めます。

また、「第二次永平寺町総合振興計画」の第2章「健康で心がふれあうやさしいまちづくり」の第5節にて「障害者（児）福祉の充実」に向けた施策の展開を前期基本計画として取り組むこととしており、本計画の一体的な取り組みとして設定し、障害福祉の向上をめざします。

連携施策1 ノーマライゼーションの推進

障がいのある人もない人もともに地域でいきいきと暮らしていくノーマライゼーションを実現するためには、障害や障がいのある人への正しい理解を深めていくことが重要です。障害に対する理解を広げるため、啓発活動を強化します。

また、障がいのある人や児童・難病患者がその人らしくいきいきと自立して暮らしていくための環境づくりや地域と連携した生活支援に努め、障害があってもなくてもいきいきと暮らせる社会づくりを推進します。

連携施策2 情報提供・相談支援の充実による地域生活の支援

障がいのある人が生きがいをもち、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、適切な情報提供やよりきめ細かな相談体制を充実させ、障害福祉サービス、日常生活に必要な介護などの給付や医療費の支給などを一体的に行い、切れ目のないサービスの提供を進め、障がいのある人の地域生活を支えます。

連携施策3 障がいのある人の就労支援・社会参加支援の充実

障がいのある人が能力や特性に応じた就労機会を得ながら自立して暮らすことができるよう、関係する機関、団体や施設と協力して就労情報の提供やグループホームの運営支援、事業所に対する雇用支援を行い、地域の多様な主体と連携しながら、障がいのある人の就労や社会参加の支援を強化します。

これらの支援を通じ、障がいのある人もない人もともに暮らしながら地域をつくる「地域共生社会」の実現をめざします。

4 施策の体系

障がいのある人もない人も、
ともに心つながる「互近助」のまち えいへいじ

連携施策

- 1 ノーマライゼーションの推進
- 2 情報提供・相談支援の充実による地域生活の支援
- 3 障がいのある人の就労支援・社会参加支援の充実

基本目標 1 地域で誰もがいきいきと生活ができるように支援する

(1) 心のバリアフリーの推進

- ① 正しい理解と啓発の推進
- ② 差別解消および虐待防止の推進
- ③ 相互理解と交流の促進
- ④ 権利擁護の推進

(2) 地域生活の支援の充実

- ① 相談支援体制の充実
- ② 障害福祉サービスなどの推進
- ③ 地域の中で暮らすための支援

(3) 健康づくりの推進

- ① 障害の早期発見・予防
- ② 健康づくり

基本目標 2 地域共生社会の実現に向けた自立生活支援

(1) ライフステージに応じた育成支援

- ① 育ち支援・療育体制
- ② 学び・学校生活
- ③ 福祉教育の推進

(2) 雇用・就労の促進

- ① 雇用・就労の促進
- ② 多様な就労を支援する取り組み

(3) 社会活動への参加の促進

- ① 生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進
- ② 参加しやすくするための環境整備

基本目標 3 暮らしやすい生活環境の整備

(1) 安心して暮らせる社会の実現

- ① 快適な生活環境づくり
- ② 防災・防犯対策の推進

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、障害という個性が活かされる環境づくりが必要です。

そのため、地域社会、学校、団体、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

2 計画の推進主体とその役割

本計画の実現に向けて、障がいのある人やその家族などへのきめ細やかなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくりなどに関する庁内の各部・課および関係機関との連携を一層強化するとともに、一体となって計画的な施策を推進します。

3 計画の評価・見直し

本計画の着実な推進にあたっては、年度ごとに庁内において進捗状況の把握・点検を行い、その結果に基づき、目標達成に向けた取り組みを展開します。

国の制度変更や計画期間の終了に伴う見直しや計画期間中に障害福祉施策に係る新たな行政需要が生じる際には、見直しを行い、「PDCA サイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。

また、各分野に携わっている団体の代表や町民、学識経験者などで構成される永平寺町自立支援協議会において把握・点検結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ります。

第5章 障がい者基本計画

1 地域で誰もがいきいきと生活ができるように支援する

(1) 心のバリアフリーの推進

① 正しい理解と啓発の推進

今後の方向性

○障がいのある人もない人もともに尊重し合い共生する社会の実現をめざし、障害や障がいのある人への理解促進、差別や偏見の解消に取り組みます。また障害特性に配慮したわかりやすい情報提供の充実を図ります。

主 な 施 策	
施策名	1. すべての障がいのある人への理解の促進
内 容	○すべての障がいのある人の障害特性、必要な配慮に関する町民の理解の促進を図り、周知・啓発の充実を図ります。 ○地域社会における障がいのある人に対する差別を解消するため、車椅子での移動の手助け、公共施設のバリアフリー化など、過度の負担とならないような合理的な配慮の提供を徹底するとともに、事業者・ボランティア・団体・自治会などへ啓発を積極的に行います。
施策名	2. さまざまな媒体・機会を活用した啓発
内 容	○広報永平寺、町ホームページ・フェイスブック、社協だよりなど、さまざまな媒体を活用し、啓発に努めます。
施策名	3. 地域団体などへの情報提供
内 容	○地区ごとの民生委員・児童委員協議会・各種団体などへの説明会、ボランティアなどの各団体との連携、会議における説明など、情報発信する機会の拡充に努めます。

主 な 施 策	
施策名	4. 意思疎通支援事業の充実
内 容	<p>○障害者総合支援法に基づき、視覚障害や聴覚障害などにより、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者の派遣や朗読ボランティアなどの活動を支援します。</p> <p>○手話通訳者などの技術の向上に努めるとともに、派遣範囲の拡充を図ります。</p>

② 差別解消および虐待防止の推進

今後の方向性

○障がいのある人が障害を理由として差別を受けたり、孤立したり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消や障害者虐待の予防と早期発見に取り組みます。

主 な 施 策	
施策名	1. 障がいのある人に対する差別解消に向けた取り組みの充実
内 容	<p>○差別の禁止、差別解消の取り組みなどを定めた「障害者差別解消法」について、周知・啓発を充実させ、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。</p> <p>○障がいのある人に対する雇用の分野における差別的取り扱いの禁止などを定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、さらなる周知・啓発に努めます。</p>
施策名	2. 虐待防止に向けた体制整備
内 容	<p>○担当課、民生委員・児童委員、関係機関などと連携強化を図り、障がいのある人に対する権利侵害や家庭・地域での虐待・金銭詐取などの未然防止を図るため、地域全体で障がいのある人を守る環境づくりに努めます。</p> <p>○障害者虐待防止法などに基づき、障がい者（児）の虐待を防止するため、障害者虐待防止センターなど関係機関・団体と連携の強化を図り、早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>○学校・通所施設などの関係団体との連携を充実し、連絡体制・相談体制を強化します。</p>

主 な 施 策	
施策名	3. 虐待防止対策の推進
内 容	○虐待に関する通報・相談への対応、虐待が発生した時の一時保護や指導など、虐待ケースへの迅速かつ適切な対応を図ります。 ○住民・事業者・関係団体などに対し、虐待防止に向けた啓発を充実させ、ネットワークによる虐待防止を推進します。

③ 相互理解と交流の促進

今後の方向性

○障がいのある人も障がいのない人もともに尊重し合いながら共生する社会を実現するために、住民へのさらなる啓発や交流の機会の整備、団体の連携強化に取り組みます。

主 な 施 策	
施策名	1. ボランティアの養成と活動への支援
内 容	○ボランティア団体の交流促進やネットワーク化といった連携の強化を図り、ボランティア活動への支援を継続するとともに、障がいのある人と障がいのない人がともに活動する機会の充実に努めます。 ○障害に特化した介助・相談ボランティアの創設、支援を進めます。
施策名	2. コミュニケーション支援などの推進
内 容	○障がいのある人が普段から気軽に外出をしたり公共サービスを利用したりできるよう、聴覚障害のある人に対する手話、要約筆記、筆談の、また、視覚障害のある人や下肢障害のある人に対する誘導などの支援体制を充実させます。 ○コミュニケーション支援を必要とする人が支援を利用できるよう、相談や啓発を推進するとともに、より適切な支援の提供に努めます。
施策名	3. 支え合いのネットワークづくり
内 容	○障がいのある人を地域で見守り、支え合うため、地域福祉活動の担い手として期待される町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、関係団体、福祉事業者、行政機関とのネットワークづくりを促進します。 ○地域と関係機関のネットワークを強化し、障がいのある人と家族を支えます。

④ 権利擁護の推進

今後の方向性

○障がいのある人が地域で安心して、尊厳をもって生活できるよう、権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助について、どんなときも誰もがもっている権利が守られるよう、広く周知していきます。

主 な 施 策	
施策名	1. 権利擁護事業の推進
内 容	○担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会が連携を推進しながら、電話、訪問などを通じて権利擁護に関する相談に対応します。 ○相談への適切な対応をめざし、専門機関や関係機関、地域と連携体制を強化しながら、権利擁護事業を推進します。
施策名	2. 人権擁護委員による相談の実施
内 容	○人権擁護委員による人権相談のほか、さまざまな機会において、人権相談の充実をめざし、制度の周知・啓発を充実します。
施策名	3. 日常生活自立支援事業の推進
内 容	○判断能力が十分ではない障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。
施策名	4. 成年後見制度の利用促進
内 容	○判断能力が十分ではない障がいのある人が財産管理や福祉サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の周知・理解の促進に努め、制度活用の支援を行います。

(2) 地域生活の支援の充実

① 相談支援体制の充実

今後の方向性

- 障がいのある人や家族が安心して、気軽に利用でき、適切な支援を行う相談支援体制の充実に努めます。
- 相談支援事業、障害者相談員の活動などを充実させることにより、地域の中で障がいのある人を支えていく仕組みを強化します。

主 な 施 策	
施策名	1. 相談窓口の周知
内 容	○困りごとがあった時、どこに相談すればよいかすぐにわかるように、担当課、社会福祉協議会、病院などとさらなる連携を図るほか、相談支援を担う人材のスキルアップや連携強化に向けた取り組みを支援し、さまざまな課題に対応した相談が提供できるように努めます。
施策名	2. 地域自立支援協議会の機能強化
内 容	○地域生活を送る障がい者（児）とその家族、障害者団体、支援していく関係団体や福祉サービス事業所、関係行政機関などがネットワークを構築し、地域で自立した生活を送り、安心して暮らしていくための支援など機能強化を図ります。
施策名	3. 相談員の機能強化
内 容	○障がいのある人の地域における身近な相談支援を充実するため、相談支援員の対象の研修を実施し、さまざまな相談機会において、迅速かつ適切な対応が図れるよう、支援員の質の向上を図ります。 ○身体障害者相談員や知的障害相談員の活動に対して必要な情報提供を行うなどの支援に努め、相談支援機能の強化を図ります。
施策名	4. 民生委員・児童委員の相談活動の充実
内 容	○町内の各地域において、障がいのある人の相談や個別援助活動を行っている民生委員・児童委員に対して、必要な情報の提供を行うなど連携を深めることでさらなる相談活動の充実に取り組みます。

主 な 施 策	
施策名	5. 職員への障がいのある人への理解の啓発
内 容	○相談窓口で相談業務に応じる関係課、社会福祉協議会などの職員が、研修を通して相談者の知識と技術のさらなる向上を図り、適切な相談支援の実施をめざします。

② 障害福祉サービスなどの推進

今後の方向性

○障がいのある人の地域生活を支援するため、障害特性やニーズに応じた福祉サービス（介護保険法によるものを含む）を適切に利用できるようにするとともに、日中活動の場の確保に努めるなど、総合的な生活支援の体制を強化します。
○障がいのある人が必要な支援を受けながら、住み慣れた居宅で生活し続けることができるよう、在宅での福祉サービスを充実します。

主 な 施 策	
施策名	1. 日中活動系サービスの充実
内 容	○障がいのある人の地域における日中活動の場となる生活介護や就労継続支援、就労移行支援、短期入所などの充実を図ります。 ○医療的なケアや日常介護が必要な重度の障害がある人に対して、創作・生産活動ができる日中活動の場の確保に努めます。
施策名	2. 障害児通所支援の充実
内 容	○障がいのある子どもが身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、幼稚園等訪問支援、医療型児童発達支援など質の確保とサービスを提供する事業所の確保に努めます。
施策名	3. 地域生活支援事業の推進
内 容	○地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、障がいのある人のニーズに応じて事業内容を検討し、創意工夫を図ります。

主 な 施 策	
施策名	4. 高齢者支援と連携した生活支援の実施
内 容	<p>○介護保険では、在宅における介護および予防サービス提供事業所の把握と各事業所スタッフによる担当者会議を開催し、連携を図っています。</p> <p>○介護保険の地域支援事業において、生活支援体制整備事業を実施しており、地域住民が主体となる高齢者施策と連携して生活支援を推進します。</p>
施策名	5. 各種サービスの利用促進による在宅生活の支援
内 容	<p>○本人や家族が障害福祉サービスや生活福祉資金などの各種支援に関する相談を気軽にすることができ、総合的かつ調整のとれたサービス提供につながるよう、制度の利用を促進し、在宅生活を維持できるよう支援します。</p> <p>○必要なサービスを利用しながら生活し、社会と接点をもつ機会の確保について検討し、各機関と連携しながら支援を推進します。</p>

③ 地域の中で暮らすための支援

今後の方向性

<p>○障がいのある人が地域において自分らしく生活を送るために、障害の状態と生活実態を踏まえた適切な生活支援を推進します。</p> <p>○入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進します。</p> <p>○介助や支援にあたる家族などへ支援を行い、地域で暮らすための支援を総合的に推進します。</p>
--

主 な 施 策	
施策名	1. 居住系サービスの確保
内 容	○障がいのある人の地域生活を支援するため、ニーズを踏まえ、グループホーム（共同生活援助）の充実を図ります。
施策名	2. 地域移行支援・地域定着支援の推進
内 容	<p>○地域移行支援・地域定着支援などを活用し、障がいのある人が円滑に地域移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について、引き続き取り組みます。</p> <p>○福祉施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を支援します。</p>

主 な 施 策	
施策名	3. 地域生活支援拠点整備の近隣圏域との連携
内 容	○障がいのある人の高齢化・重度化や親の高齢化を見据え、相談・体験の場や緊急時の受け入れ対応・専門性を有した地域生活支援拠点の整備を近隣圏域と連携して進めます。
施策名	4. 町や事業者間のネットワークづくりの推進
内 容	○利用者の要望を聞き取り、サービスを提供する施設などの事業者に働きかけるとともに、町と事業者、事業者同士のネットワークづくりを推進します。
施策名	5. 地域の見守り体制の確保
内 容	○民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などとの連携を強化するとともに、障がいのある人への理解を深めるための啓発や情報発信に努め、地域で障がいのある人もない人もつながりながら見守っていく体制の整備をめざします。

(3) 健康づくりの推進

① 障害の早期発見・予防

今後の方向性

○障害の早期発見や予防に取り組むとともに、こころと体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどの提供に努めます。

主 な 施 策

施策名	1. 障がいのある子どもへの切れ目のない支援
内 容	○障害の早期発見のため、乳幼児健康相談や健康診査を継続して実施するとともに、早期治療、療育が受けられるように関係機関などが連携を図り、専門的な相談支援につなげます。 ○健康福祉センターや医療機関との連携を密にするとともに、保健センターと連携し、障がい児のいる家庭への訪問活動の充実に努めます。 ○医療機関、療育機関、その他の関係機関との連携を強化し、事後のフォロー体制を強化します。 ○乳幼児における障害の早期発見の必要性を家庭に伝えるため、保健センター、園の情報共有に努めます。

② 健康づくり

今後の方向性

○障がいのある人が心身の体調を良好に保ち、地域でいきいきと生活が送れるように、必要かつ適切な保健・医療サービスを利用できる体制の整備を推進します。

主 な 施 策

施策名	1. 健康づくり施策の充実
内 容	○保健センターを拠点として、健康相談や家庭訪問活動を充実します。 ○必要な人が健康相談や家庭訪問を受けられるように、他課や他機関と情報の共有に努め、連携しながら取り組みます。

主 な 施 策	
施策名	2. 各種健（検）診の充実
内 容	<p>○妊婦、乳幼児に対する健康診査などを推進し、異常の早期発見、早期治療・療育・訓練へと支援が適切につながっていくよう努めます。</p> <p>○生活習慣病を予防するための健診やがん検診をはじめとする各種健（検）診の受診を推進し、実施後の指導も併せて取り組みます。</p>
施策名	3. こころの健康づくりの推進
内 容	<p>○健診会場において心理相談員による心の健康相談を行うなど、関係機関や専門機関などと連携して、こころの健康づくりの重要性の啓発に取り組みます。</p> <p>○「心の健康相談」が気軽に利用できる場として、町民に認識されるよう広報に取り組むとともに、継続した相談の必要性のある人へのフォロー体制を充実させます。</p>
施策名	4. 医療機関との連携
内 容	<p>○専門的な医療を必要とする人に適切に対応するため、相談できる体制の整備や専門医の把握などに努めるとともに、医療機関や健康福祉センター・訪問看護ステーションなどと連携を図ります。</p> <p>○自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）制度の周知と適切なリハビリテーションを受けることができるよう、情報提供に努めます。</p>

2 地域共生社会の実現に向けた自立生活支援

(1) ライフステージに応じた育成支援

① 育ち支援・療育体制

今後の方向性

○障がいのある児童が身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、福祉・子育て・保健・教育などの各分野が連携した総合的な支援に取り組みます。

主 な 施 策	
施策名	1. 乳幼児期から就労まで一貫した支援体制の整備
内 容	○教育・医療・保健・福祉・就労などの関係機関の連携により、ネットワークを形成する中で、一人ひとりにあったフォローを行い、ライフステージに応じた支援体制の整備を図ります。
施策名	2. 障害児保育の充実
内 容	○放課後等デイサービスなど、日中の支援が必要な児童を対象としたサービスの充実に努めます。 ○幼稚園で受け入れた障がいのある児童に対して、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関との連携を強化します。 ○身近な場所で発達の相談や子育ての相談ができるよう関係機関と協力し子育て相談会を充実させます。

② 学び・学校生活

今後の方向性

○学校、関係機関との連携を一層強化し、障がいのある人とない人がともに学習できる環境の整備を推進します。

○障がいのある子どもの自立や社会参画に向けた自主的な取り組みをするという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導および必要な支援に努めます。

主 な 施 策	
施策名	1. 障がいのある子どもに対する教育の充実
内 容	<p>○障がいのある子どもに対する就学支援として、教育委員会を中心に担当課、幼稚園などが連携を図り、就学指導委員会や個人面談、個人相談を通じて、きめ細かく対応できるよう取り組みます。</p> <p>○障がいのある子どもが一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を受けられるよう、保育者への情報提供に努め、より適切な就学指導や就学相談を推進します。</p>
施策名	2. 教育相談の充実
内 容	<p>○保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障がいのある子ども一人ひとりに適切な教育の場が提供できるよう、教育委員会・子育て支援センター・学校・家庭・関係機関が連携し、相談体制の充実を図ります。</p> <p>○親子ふれあい教室、子育て講演会、あそびのひろばなどの育児に関する交流会や勉強会を設けることで、相談や指導、交流のできる機会の充実を図ります。</p>
施策名	3. 特別支援教育の推進
内 容	<p>○身体障害や知的障害、学習障害などの発達障害により、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。</p> <p>○学校教員の資質向上を図るため、特別支援教育に関する研究・研修、他校との交流会などを実施し、教員の専門性を高めるとともに、学習指導の充実と向上を図ります。</p>

主 な 施 策	
施策名	4. 学校生活におけるバリアフリーの推進
内 容	○障害特性に応じた学校施設のバリアフリー化に努めます。 ○障害の有無に関わらずともに学習の機会をもつことで、児童生徒同士の理解と交流を促進します。

③ 福祉教育の推進

今後の方向性

○各学校・家庭・地域などにおいて、障がいのある人の人権や福祉について学ぶことができる機会を増やし、障害の有無に関わらずともに育つことができる場の設置、充実を図っていきます。

主 な 施 策	
施策名	1. 学校における福祉教育の推進
内 容	○学校における人権学習・福祉教育の充実を図り、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現をめざします。 ○障害の有無に関わらず、さまざまな児童・生徒がふれあい、ともに活動する機会を設けていきます。
施策名	2. 教科を通じた交流・共同学習の充実
内 容	○小中学校において福祉教育や福祉体験、職場体験学習を推進する中で、地域にある福祉施設などと連携しながら、児童・生徒がともに活動する機会を設け、障害の理解を深めるための学習を進めていきます。
施策名	3. 生涯学習を通じた人権教育と社会参加の推進
内 容	○障がいのある人を含めたすべての住民の人権に対する正しい理解と認識を深めるとともに、社会参加支援につながる多様な学習の機会の充実を図ります。

(2) 雇用・就労の促進

① 雇用・就労の促進

今後の方向性

- 障がいのある人が主体的に豊かな生活を送るための環境づくりを進めるため、雇用・就労の支援に取り組みます。
- 町内の企業に対して、障がいのある人の雇用の啓発に努めるとともに、関係機関が連携して、障がいのある人の雇用の拡大に努めます。

主 な 施 策	
施策名	1. 民間企業への啓発・雇用の推進
内 容	○障がいのある人の雇用拡大を図るため、ハローワークや商工会など関係機関・団体との連携を推進し、合理的配慮について普及・啓発に努めます。
施策名	2. 各種支援制度の周知
内 容	○企業や事業主に対して、ジョブコーチ制度をはじめとする各種就労支援制度の周知・活用を行い、雇用を促進します。
施策名	3. 施設・作業所への支援
内 容	○福祉的就労施設の製品のPRおよび生産支援、役場内における委託可能作業の掘り起こしを行うなど、安定した就労環境整備へ向けた支援に努めます。 ○「障害者優先調達推進法」に基づき、福祉的就労施設などからの物品・サービスの優先的な購入に努めます。
施策名	4. 医療機関との連携
内 容	○医療ソーシャルワーカーをはじめ、医療機関との連携を深め、安定的な就労に向けた支援体制の強化に努めます。

② 多様な就労を支援する取り組み

今後の方向性

- 障がいのある人の意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、自立支援協議会を中心に、サービス提供事業所、商工会などと連携しながら、多様な支援を推進します。
- 就労に必要な知識・能力の習得を図るため職業訓練を推進するとともに、職場への定着を支援し、一貫した就労支援による障がいのある人の就労環境の充実を図ります。

主 な 施 策	
施策名	1. 就労移行支援事業の推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○一般企業への就職を希望する人に対して、就労に必要な知識および能力の提供などを行う就労移行支援を推進します。 ○事業所、相談員と連携を強化し、一般就労などへスムーズに移行できるよう支援に努めます。
施策名	2. 福祉的就労の推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○一般企業での就労が困難な人に対して、働く場を提供し、知識および能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業所の誘致に努め、町内に居住する障がい者の就労拡大を図ります。
施策名	3. 就労相談・就労支援のネットワークづくり
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会を中心に関係機関との連携を深め、課題やケースワークの共有に努め、障がいのある人への就労支援体制を強化します。

(3) 社会活動への参加の促進

① 生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進

今後の方向性

○障がいのある人がスポーツや文化・芸術活動への参加を通じて覚える充実感や生きがいを社会参加につなげ、町民との交流に発展させます。

主 な 施 策	
施策名	1. スポーツ活動の振興
内 容	○障害者スポーツイベントや大会などの開催または参加を支援し、年齢や障害特性に関わらず、障がいのある人が充実感や生きがいを感じながら、町民との交流を図る機会の提供に努めます。
施策名	2. 文化・芸術活動への支援
内 容	○障がいのある人の文化・芸術活動の振興に向けて、講座開講や作品出展に関する情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実に努めます。
施策名	3. 各種イベントなどへの参加促進
内 容	○町の各種イベントや地域の行事、ボランティア活動などへの障がいのある人の参加や、障がいのある人と障がいのない人がともに活動できる機会を促進するための環境づくりに努めます。 ○障害者団体との連携を強化し、自宅で引きこもりがちな障がいのある人の参加促進に努めます。

② 参加しやすくするための環境整備

今後の方向性

- 障がいのある人による自主的な活動を支援し、障害者団体の活動の促進を図ります。
- 障がいのある人が気軽にイベントや生涯学習活動に参加できる環境づくりに努め、障がいのある人の余暇活動の充実を図ります。

主 な 施 策	
施策名	1. ボランティア活動の促進
内 容	○町のボランティアセンターを中心に、障がいのある人が気軽にイベントに参加できるよう、ボランティア団体やボランティアを希望する人へ情報発信、啓発に努めるほか、団体同士や役場と関連機関とのネットワーク形成に努めます。
施策名	2. 当事者団体などの活動への支援
内 容	○悩みを抱えた家族や介護者がお互いの悩みを自由に話し合える場の提供などの支援を図ります。
施策名	3. 地域自治活動の充実
内 容	○障害の有無に関わらず住みよい地域となるよう、地域自治活動における障害福祉の充実をめざします。 ○地域の中で見守り、助け合いが必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによる小地域ネットワークの形成による支援の強化を図ります。 ○障害者団体の育成を図るため、団体運営について助言するとともに運営を支援します。

3 暮らしやすい生活環境の整備

(1) 安心して暮らせる社会の実現

① 快適な生活環境づくり

今後の方向性

○障がいのある人もない人もすべての人が安全かつ快適に社会生活を営むことができる環境づくりを促進します。

○「バリアフリー新法」など、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの視点による福祉のまちづくりの実現に努めます。

主 な 施 策	
施策名	1. 公共施設のバリアフリー化の促進
内 容	○既存の公共施設について、利用者のニーズを把握しながらバリアフリー化を進めます。 ○公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえるとともに、バリアフリー新法などに基づき、計画の段階から、誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
施策名	2. 住宅改修への支援
内 容	○住宅改造費助成事業やバリアフリー化に関する情報を周知し、住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、住環境の改善を図る支援を実施します。
施策名	3. 民間施設へのバリアフリーの啓発
内 容	○障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、バリアフリーの必要性などの周知を強化し、引き続き事業者などへの理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。

主 な 施 策	
施策名	4. 道路など、交通環境の整備
内 容	<p>○歩行通行量の多い道路・場所には段差解消や視覚障害のある人を誘導するブロックが必要であり、誰もが円滑に通行できるよう道路状況の把握に努め、歩道の段差解消および勾配の改善を推進します。</p> <p>○障がいのある人が利用している車が駐車できるように、障害者専用駐車スペース確保のための啓発活動を行います。</p>

② 防災・防犯対策の推進

今後の方向性

<p>○災害などの緊急時に適切な支援を行うなど、安全を確保するための防災対策を推進します。</p> <p>○災害などの緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう体制の整備に努めます。</p> <p>○障がいのある人が犯罪や悪質商法の被害に遭わない環境づくりを推進します。</p>
--

主 な 施 策	
施策名	1. 緊急時避難行動支援体制の整備
内 容	<p>○避難行動要支援者登録制度に基づき、自治会や民生委員・児童委員など自主防災組織と連携し、災害時の避難誘導や安否確認などを円滑に実施するため、必要な方の措置に取り組みます。</p> <p>○避難困難者に対して、適切な情報提供や必要な支援が迅速に行われるよう、行政・住民・民間団体など関係機関の連携体制を強化します。</p>
施策名	2. 避難所の整備
内 容	<p>○避難所を設置するにあたっては、バリアフリーに配慮するとともに、避難所などにおいて、障がいのある人が必要な物資を含め、障害の特性に応じた支援が受けられるよう、必要な体制整備を推進します。</p> <p>○障がいのある人が安全・安心に避難所生活を送れるよう、運営マニュアルを整備して共有するとともに、障害に配慮した生活環境の確保に努めます。</p>

主 な 施 策

<p>施策名</p>	<p>3. 地域支え合い互近助づくり事業の推進</p>
<p>内 容</p>	<p>○地区防災訓練、水防訓練などにおいて、障がいのある人を含めたより実践的な訓練を推進し、障がいのある人とない人の相互理解や啓発の促進を図ります。</p> <p>○地域に関わるすべての住民が、協力し、互いに助け合い、支え合う住民同士のつながりを活かし、災害時に援護が必要な方の安全確保を強化します。</p>
<p>施策名</p>	<p>4. 地域防犯体制の確立</p>
<p>内 容</p>	<p>○障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるよう、自治会や警察と連携し、地域単位による防犯活動への支援と地域における防犯体制の強化を図ります。</p>
<p>施策名</p>	<p>5. 消費者保護対策の推進</p>
<p>内 容</p>	<p>○消費者保護に関する情報提供を充実し、障がいのある人が犯罪に巻き込まれない環境づくりを推進します。</p> <p>○消費者被害やトラブルに遭った人の相談や苦情受付を実施するとともに、消費者保護対策を推進します。</p>

第6章 障がい福祉計画

1 平成 32（2020）年度の目標値の設定

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成 32（2020）年度を最終目標年度として以下の通り設定します。

（1）施設入所者の地域生活移行者数

国の指針	○平成 32（2020）年度末時点で平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上 が地域生活へ移行することを基本とする。※ ○平成 32（2020）年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減 することを基本とする。※ ※ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。
-------------	---

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者(A)	41 人	平成 28 年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者数の増加	4人 9.8%	(A)のうち、平成 32(2020)年度までに地域生活に移行する人の目標値
平成32(2020)年度末時点の施設入所者(B)	40 人	平成 32(2020)年度末時点の入所者数
【目標】施設入居者の削減	1人 2.4%	差引減少見込み数(A)-(B)

■今後の方針と見込量確保のための方針

施設に入所している障がいのある人のうち、今後、地域移行支援などを利用し、グループホームや一般住宅などに移行する人数および施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

施設入所者の地域生活移行者数については、第4期障害福祉計画期間中の実績を踏まえ、目標値を4人と設定します。

施設入所者数の削減については、第4期障害福祉計画期間中の施設入所者数の推移を踏まえ、目標値を1人と設定します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	○平成 32（2020）年度までに、市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
------	--

精神障害の長期入院患者等の地域移行に伴う基盤整備量

永平寺町の目標	○平成 32（2020）年度までに、長期入院をしている精神障害のある人のうち、65 歳未満の人を 2 人、65 歳以上の人を 1 人、地域生活へ移行することを目標とする。
---------	---

※この目標は、福井県の指標に従い設定しています。

福井県が、国が提示する推計式を用い、県における平成 32（2020）年度末の精神病床の一年以上長期入院患者数から算出した人数を目標としています。

■今後の方針と見込量確保のための方針

長期入院をしている精神障害のある人の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者の努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、町民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

精神障害のある人が地域の一員として自分らしく暮らすことができるよう、精神障害に対応した地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、平成 32（2020）年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努めます。

長期入院をしている精神障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、グループホームの整備や在宅サービスの充実など地域生活の基盤整備に取り組むとともに、保健、医療、福祉がより一層連携し、退院に向けた支援に努めます。

(3) 障がいのある人の地域生活の支援

国の指針	○地域生活支援拠点などについて、平成 32（2020）年度までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備する。
------	--

■今後の方針と見込量確保のための方針

障がいのある人の高齢化・重度化、親亡き後を見据え、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活への移行、親元からの自立などに係る相談、グループホームへの入居の体験など利便性・専門性のあるサービスの拠点（地域生活支援拠点）を整備する必要があります。

地域生活支援拠点の整備については、近隣市町の状況を踏まえ、整備を推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	<p>○平成32（2020）年度末までに、平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。※</p> <p>○平成32（2020）年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することをめざす。※</p> <p>○就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を平成32（2020）年度末までに全体の5割以上とすることをめざす。</p> <p>○就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。</p> <p>※ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。</p>
-------------	---

■成果目標

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労への移行者(A)	1人	平成28年度の一般就労への移行者数
【目標】 福祉施設から一般就労への移行者(B)	2人	就労移行支援事業等を通じて、平成32(2020)年度中に一般就労に移行する人数
	2倍	(B)/(A)
平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者(C)	5人	平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】 就労移行支援事業の利用者(D)の増加	6人	就労移行支援事業の平成32(2020)年度末における利用者数
	1.2倍	(D)/(C)
平成28年度末時点の就労移行支援事業者(E)	—	平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業者(F)の増加	無	平成32(2020)年度末における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業者数
	—	(F)/(E)
【目標】 就労定着支援事業による職場定着率の増加	8割	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

■今後の方針と見込量確保のための方針

平成28年度の一般就労への移行者は1名であったことから、実績の2倍以上を目標とするため、平成32（2020）年度までの目標値を2人とします。

目標の達成に向けて、事業所の確保やハローワークなどとの連携を図り、雇用側である企業に対する障害者雇用の理解を求め、普及啓発活動に努めます。

2 障害福祉サービスに関する活動指標

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により常に介護を必要とする人に対し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
居宅介護	時間/月	404	423	446	469
	人/月	18	18	19	20
重度訪問介護	時間/月	667	667	667	1,334
	人/月	1	1	1	2
行動援護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
同行援護	時間/月	55	55	55	110
	人/月	2	2	2	4
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	88
	人/月	0	0	0	1

■確保のための方策

介護者の高齢化、施設から地域生活への移行が進められること、精神障害のある人の増加などが予想され、今後サービスの利用増加が見込まれます。

個別の相談支援を通じて、必要なサービス量を把握し、事業所との連携を進めながらサービスを提供するとともに、個々の障がいのある人に対応できる事業所に対して、障害福祉サービスに参入するよう働きかけます。

また、市内のサービス事業所が少ないことから、近隣の市町と連携し、町外事業所の利用を含めて、提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動サービス

■内容

サービス名	内容
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設などで、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活機能向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 〔新設〕	就業に伴う生活面の課題に対応できるようにするための事業所・家族との連絡調整などの支援を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型・B型＝非雇用型）	一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
短期入所	人日/月	16	18	20	22
	人/月	6	7	8	9
生活介護	人日/月	1,367	1,388	1,409	1,430
	人/月	65	66	67	68
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	22
	人/月	0	0	0	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	70	70	70	84
	人/月	5	5	5	6
就労移行支援	人日/月	64	106	106	127
	人/月	3	5	5	6
就労定着支援	人/月	-	0	0	1
就労継続支援 A型	人日/月	537	577	577	597
	人/月	26	28	28	30
就労継続支援 B型	人日/月	696	732	732	750
	人/月	38	40	40	42
療養介護	人/月	2	2	2	2

■確保のための方策

計画相談支援により、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。

日中の活動、就労系サービスの利用希望に対応するため、将来も含めて必要な見込量の確保に向け、町外事業所の利用も含めてサービス提供体制の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
自立生活援助〔新設〕	円滑な地域生活に向けて、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援を利用していた人を対象とした定期的な巡回訪問や随時の対応による相談・助言などを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
自立生活援助	人/月	-	0	0	1
共同生活援助	人/月	23	24	25	26
施設入所支援	人/月	41	41	41	40

■確保のための方策

地域生活への移行をめざすうえで、共同生活援助の必要性は高く、また、伸びも考えられるため、今後利用が増加するものと見込んでいます。

平成 30 年度より実施となる自立生活援助についても、地域生活への移行を含めて、利用者を見込んでいます。

施設入所支援は、成果目標の達成に向け利用者数を減少と見込んでいますが、グループホームを利用することが困難な障がいのある人の暮らしの場として重要な役割を持ちます。施設入所を必要とする障がいのある人が安心して利用できるよう、地域移行も促進しながら、関係機関と連携し取り組みます。

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
計画相談支援	人/月	24	25	26	27
地域移行支援	人/月	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1

■確保のための方策

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画の作成が必要とされており、引き続き計画的な導入に努めます。

地域移行支援と地域定着支援については第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、第5期における成果目標の達成を考慮し、算出しています。

相談支援事業所が不足していることから、事業所の確保、相談支援専門員の質の向上に努めます。また、事業所間の情報共有を図るとともに、県内の自治体と連携を推進することで、サービスの提供体制の強化に努めます。

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

■確保のための方策

障がいのある人への正しい理解を促進するとともに、日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」の除去をめざし、当事者団体やボランティア団体などに働きかけ、引き続き交流活動・啓発活動の促進に努めます。

② 自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
自発的活動 支援事業	実施の 有無	有	有	有	有

■確保のための方策

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会の実現をめざし、町内の障がいのある人やその家族、地域の方による自発的な活動を継続して支援するとともに、活動内容の情報提供や周知に努めます。

③ 相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業などを実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や地域相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	一般賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに対し、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
障害者相談 支援事業	か所	1	1	1	1
障害者相談支援事 業年間利用者数	人	480	490	490	500
基幹相談支援 センター	設置の 有無	無	無	無	有
住宅入居等 支援事業	か所	無	無	無	有

■確保のための方策

障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、継続して障害者相談支援事業を実施します。

基幹相談支援センターについても、引き続き立ち上げに向けて検討を進めるとともに、地域生活への移行・定着に向けた取り組みを充実させます。

地域生活への移行・定着の促進を図り、住宅入居等支援事業の実施の有無を設定します。

④ 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に対し、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
成年後見制度 利用支援事業	件/年	0	1	1	1

■確保のための方策

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見制度の利用が必要な障がいのある人に対し、引き続き必要な支援を実施します。

⑤ 意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	件/年	3	3	3	4

■確保のための方策

障がいのある人の社会参加が進められることにより、手話通訳者や要約筆記者の派遣に対するニーズが高くなると考えられます。

広域的な事業実施と利用者のニーズに応じた派遣の検討を進めることで、利用しやすいサービスの提供に努めます。

⑥ 日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッドなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体重計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置など
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	2	3
自立生活支援用具	件/年	1	1	2	3
在宅療養等支援用具	件/年	0	1	2	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3	4
排泄管理支援用具	件/年	472	499	524	549
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1	2

■確保のための方策

当事業の周知に努め、障がいのある人の在宅生活を支援するため、一人ひとりが必要とする日常生活用具の給付を継続して実施します。

⑦ 移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
個別支援型	人/年	4	4	5	6
	時間/年	228	228	285	342
	か所数	10	10	10	10
グループ支援型	か所数	10	10	10	10

■確保のための方策

地域における自立した生活や社会参加の促進のため、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動など社会参加のための外出の支援を継続して実施します。

多くのニーズがあり、今後も増加する見込みとなっています。必要なサービスの提供量の確保に努め、多様なニーズに応じることのできるサービス体系の整備を進めます。

⑧ 地域活動支援センター事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
地域活動支援センター	か所数	2	2	2	3
	人/年	26	26	26	39

※他市町内のセンターを利用

■確保のための方策

地域活動支援センターでは、障害の特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会提供のほか、社会との交流促進など支援がさまざまな形で行われており、障がいのある人の身近な社会参加の場として重要です。そのため、近隣市町と連携し利用を促進するとともに、体制整備に努めます。

(2) 任意事業

① 自動車運転免許取得費助成・改造助成事業

■内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得費助成	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成	件/年	0	0	0	1

■確保のための方策

障がいのある人の社会参加を支援するため、事業の周知啓発に努め、免許の取得や自動車の改造の助成を行います。

② 訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
訪問入浴サービス事業	回/年	5	5	5	6

■確保のための方策

自宅浴槽での入浴が困難な障がいのある人を対象に、在宅生活支援や家族などの負担軽減のため、引き続き事業を実施します。

③ 日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障がいのある人などに活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
日中一時支援 事業	か所数	5	6	6	7
	人/年	19	22	22	25

■確保のための方策

日中における活動の場を確保し、家族の就労支援、介護者の一時的休息を目的とし、相談支援等を通じ、障がいのある人の自立に向けた支援の充実に努めます。

第7章 障がい児福祉計画

1 平成32（2020）年度の目標値の設定

本計画では、障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、平成32（2020）年度を最終目標年度として以下の通り設定します。

（1）障害児支援の提供体制の整備等

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 ○保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ○医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置※ ※平成30年度末まで
------	---

■今後の方針と見込量確保のための方針

児童発達支援センターについては、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行う障害児支援の中核的な施設であり、本町では今後1か所整備することを目標とし、利用しやすい体制整備に取り組みます。

保育所等訪問支援については、平成29年度時点では町内で実施している事業所はありません。今後町内のニーズや国の動向を注視し、目標設定について検討します。

重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所については、現在町内1か所整備されています。平成32（2020）年度末までに町内で各1か所整備することを目標とし、ニーズに対応したサービスの充実に取り組みます。

医療的ケア児支援の協議の場を設けることについては、地域で適切な支援を受けられるよう、平成30年度末までに保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標とします。

指標	目標値
児童発達支援センターの設置数(か所)	1か所
保育所等訪問支援事業の実施(実施の有無)	実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保(か所)	各1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置(設置の有無)	設置

2 障害児福祉サービスに関する活動指標

(1) 障害児通所支援の提供体制の整備等

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に実施し、障がいのある児童の放課後などの居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所などを現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が保育所などにおける集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人および保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援〔新設〕	重度の障害などにより外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などに加え、治療を行います。
障害児相談支援	障害児福祉サービスを利用する児童に対し、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置〔新設〕	医療技術の進歩などを背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉などの関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込量

サービス名	単位	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (2018 年)	平成 31 年度 (2019 年)	平成 32 年度 (2020 年)
児童発達支援	人日/月	11	25	25	30
	人/月	4	5	5	6
放課後等 デイサービス	人日/月	180	191	209	227
	人/月	20	21	23	25
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	-	0	0	1
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	1
障害児 相談支援	人/月	9	10	11	12
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整するコー ディネーターの配置	配置数	-	0	0	1

■今後の方針と見込量確保のための方針

障がいのある児童が必要な支援を地域で受けることができるよう、相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、関係機関と支援に関する情報の共有を推進することで、適切なサービスの提供に努めます。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援に努め、障がいのある児童だけでなく、家族も含めた支援を実施します。

資料編

1. 永平寺町障害者基本計画策定委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 永平寺町における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため永平寺町障害者基本計画（以下「計画」という。）の策定に関して有識者等の意見を聴取するため、永平寺町障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる各号の事項を検討する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画案の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員 13 名以内をもって組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関
- (3) 学校関係
- (4) 保健関係団体
- (5) 保険審議団体
- (6) 福祉関係団体
- (7) 町民代表
- (8) 町議会
- (9) 行政機関
- (10) その他町長が必要と認めたる者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画を策定し、町長に報告が完了した日までとする。

2 委員が任期中、代表者等変更がなされた場合は、後継者が引き継ぐものとする。

(委員長および副委員長の選出)

第6条 策定委員会に、委員長・副委員長をおく。

2 委員長・副委員長は、策定委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し策定委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(成果等の報告)

第9条 委員長は、委員会の任務が完了したときは、その成果を速やかに永平寺町長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、永平寺町福祉保健課において処理するものとする。

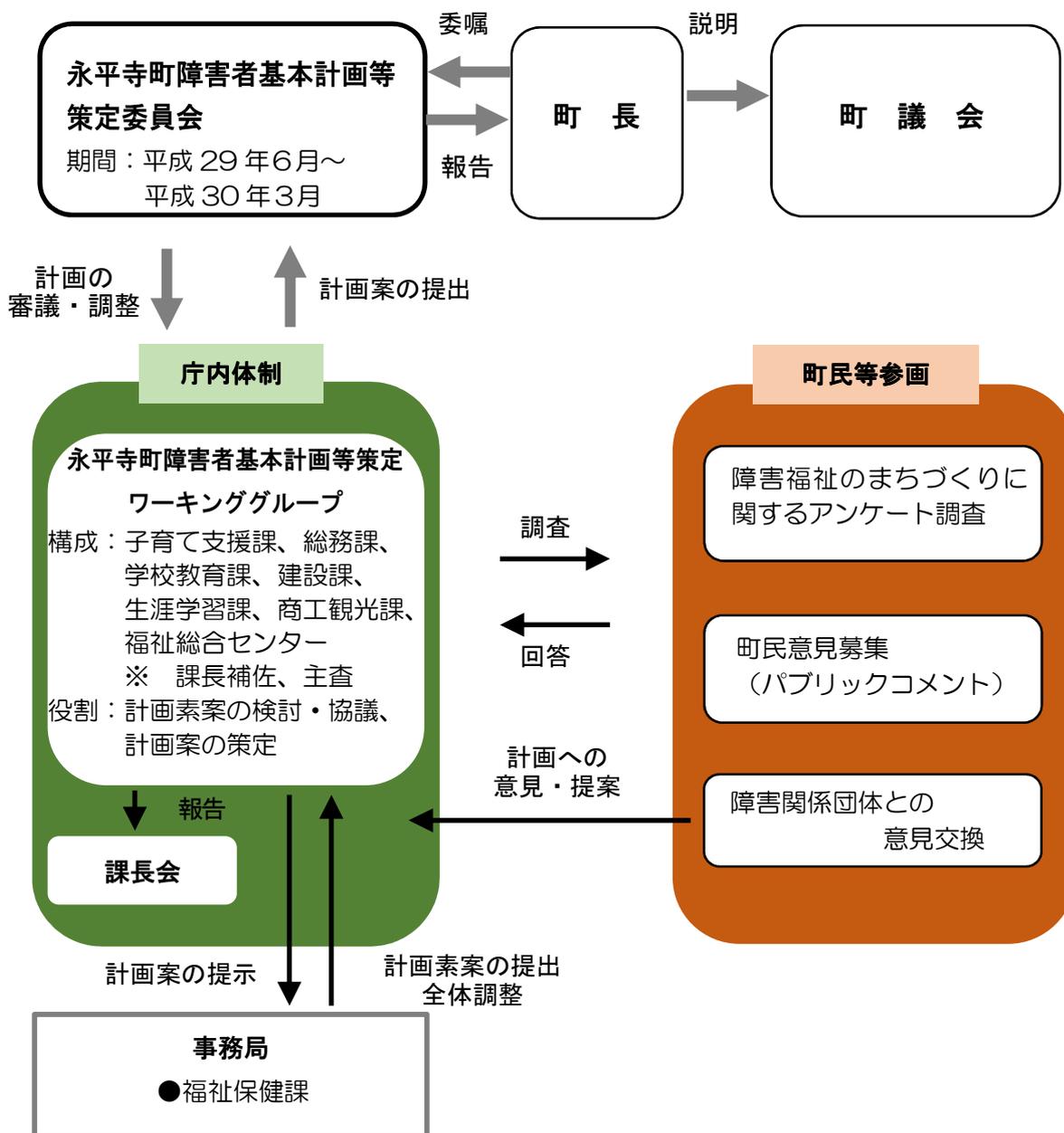
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

2. 策定体制



3. 永平寺町障害者基本計画等策定委員会名簿

平成 29 年 7 月計画策定時現在

(順不同・敬称略)

名称等	役職等	氏名	分野
福井県立大学	看護福祉学部 社会福祉学科 講師	相馬大祐	学識 (委員長)
永平寺町民生委員・児童委員 協議会	会長	砂村洋子	福祉・児童の地域 支援員 (副委員長)
福井健康福祉センター福祉課	課長	高島寛治	行政機関
福井障害者就業・生活支援 センター ふっとわーく	主任就業 支援担当	宮越幸治	障害者就労
永平寺町社会福祉協議会	会長	多田博幸	社会福祉団体
永平寺町身体障害者福祉協会	副会長	舘敏雄	身障者団体代表
元NPO法人 永平寺スマイル ハート	代表	大谷進	学識経験者
NPO法人 はあもにい永平寺	代表	道辻和美	障害福祉サービス 事業所
永平寺町社会福祉協議会 えいへいじ訪問介護 ステーション	所長	多田晴彦	障害福祉サービス 事業所
町民代表		竹内利恵子	
永平寺町社会福祉協議会	相談支援 専門員	吉田健二	社会福祉団体

4. 策定経過

年	月 日	経 緯
平成 29年	6月12日	第1回 永平寺町障害者基本計画等策定ワーキンググループ会議 (担当代表者会議)
	7月 3日～ 21日	障害福祉のまちづくりに関するアンケート調査の実施
	7月18日	第1回 永平寺町障害者基本計画等策定委員会
	10月10日	団体等との意見交換会
	10月12日	団体等との意見交換会
	10月18日	第2回 永平寺町障害者基本計画等策定ワーキンググループ会議
	11月 9日	第2回 永平寺町障害者基本計画等策定委員会
	11月25日	第3回 永平寺町障害者基本計画等策定ワーキンググループ会議
	12月12日	第3回 永平寺町障害者基本計画等策定委員会
	12月19日	第1回 課長会議
平成 30年	1月9日～ 25日	パブリックコメントの実施
	2月22日	第4回 永平寺町障害者基本計画等策定委員会
	2月26日	第2回 課長会議
	2月26日	町長へ報告

5. 用語解説

	用語	解説
あ行	一般就労	「障害者自立支援法」に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは一般的な企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業することです。
	インクルージョン	すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共生する、ともに生きる社会をめざすという考え方であり、障がいのある人が普通の場所で普通の生活をするということです。
	NPO	継続的、発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことです。
か行	権利擁護	・己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利を主張し、ニーズの獲得を行うことです。
	合理的配慮	障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのものです。
	子育て支援センター	保育所の遊具を使って保育・と一緒に遊んだり、保護者同・が交流したりする場で、育児の悩みなどを、気軽に相談できるところです。子育て応援サークルなどの育成および活動を支援します。
さ行	自主防災組織	地域住民が協力・連携して、災害から地域を守るために活動することを目的に結成された組織です。
	社会的障壁	障がいのある人にとって、日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などのことです。
	障害者基本法	障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して、基本理念、国や地方公共団体の責務、施策を定め、障害福祉を増進することを目的とした法律です。

	用語	解説
	障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定されました。 すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。
	障害者総合支援法	障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月、平成 26 年 4 月に段階的に施行された法律です。障害者自立支援法と比べ、①障がい者の定義に難病が追加、②心身の状態に配慮して障害の程度を判断し必要な支援を示す「障害支援区分の創設」、③重度訪問介護の対象の拡大、④福祉サービスなどの提供体制を確保する基盤の計画的な整備といった点が改正されています。
	ジョブコーチ	障がいのある人が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際、障がいのある人の職場への適応を支援する人です。
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練を行います。
	自立支援協議会	障がいのある人の地域における生活を支援していくためには、関係機関や団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用などの関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。この役目を担うのが自立支援協議会です。
	成年後見制度	民法に規定されている制度で、知的障害のある人、精神障害のある人、認知症の人など、判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護など法律行為について自己決定を行う際、一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し、支援する制度です。
た行	地域活動支援センター	障がいのある人の社会との交流を促進するために、創作活動や交流、日中活動の場を提供する施設です。
	特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものです。

	用語	解説
な行	難病	原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気です。
	ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も互いに支え合い地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす考え方であり、障がいのある人が普通の生活を送れる環境を整えて、ともに協力しながら生活できる社会を築くことです。
は行	発達障害	精神面、運動面の発達に問題があって、日常生活に支障があり、社会適応に向けた支援が必要な状態です。幼児期のうちに現れることが多く、どんな能力に障害があるのか、どの程度なのかは人によってさまざまです。
	バリアフリー	誰もが自立した生活を送れるようにするために、障がいのある人や高齢者の生活や活動を差別したり、妨害したりするものを取り除こうという概念のことです。
	バリアフリー新法	平成 18 年に施行された法律で、高齢者、障がいのある人、妊婦、傷病者などが移動したり公共施設などを利用したりする際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関、施設、広場、通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めています。
	福祉的就労	障害などの理由により企業で働くことができない人のために、働く場を提供する福祉サービスのことです。働く場には授産所などがあります。
ま行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のことであり、「児童委員」を兼ねています。
や行	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味です。ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障害の有無に関わらず、できるだけ多くの人が利用可能なデザインにすることです。
ら行	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことです。
	リハビリテーション	障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復を図ることだけでなく、年齢や生活において、自らの能力を最大限に活かしながら、人間らしく生きるすべての権利の回復をめざす考え方です。
	療育	障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことです。

**永平寺町
第3次障がい者基本計画・
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画**

発行年月：平成30年3月

発行者：永平寺町（編集：福祉保健課）

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

TEL 0776-61-1111(代) FAX 0776-61-2434(代)

URL：<http://www.town.eiheiji.lg.jp/>

e-mail：fukushi@town.eiheiji.fukui.jp